

第 19 回天塩川流域委員会テープ起こし

(発言者未確認の作業過程のもの)

日時：平成 18 年 12 月 4 日 (月) 10:35 ~ 13:50

場所：土別グランドホテル

第19回 天塩川流域委員会

1. 開 会

柿沼課長

ただいまより第19回天塩川流域委員会を開催いたします。

私は、事務局を務めさせていただきます、留萌開発建設部で治水課長をしております柿沼と申します。議事が始まりますまでの司会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

まず、天塩川流域委員会第19回委員会資料というものです。

次に、右上の方に資料 - 1 とあります天塩川水系河川整備計画（原案）。

次に、資料 - 2 からのものですが、天塩川水系河川整備計画について（追加資料その16）。

その次は、分厚い資料で、資料 - 3、天塩川流域委員会に寄せられたご意見。

次に、資料 - 4、第1回から18回委員会の議事要旨における河川整備計画に係る記述の分類。

次に、資料 - 5、第18回委員会までに出された河川整備計画に関する意見。

次に、資料 - 6、天塩川の河川整備計画に関して寄せられた意見について。

次に、資料 - 7、天塩川の河川整備計画策定段階における環境へ

の影響を含めた総合的な分析とりまとめ。これは第8回委員会に配付したものと同一ものでございます。

また、委員の皆様には、天塩川水系河川整備計画についてというもので、第3回から第18回委員会までに配付した資料をまとめたものを1冊、それから、ファイルで天塩川資料集と書かれたものが2冊分ございます。

また、委員長から天塩川河川整備計画（原案）に関する意見（案）という資料が配られてございます。

以上ですけれども資料の足りない方いらっしゃいますでしょうか。

天塩川流域委員会の設置要領によりまして、委員の2分の1以上、8名以上の出席で委員会が成立いたします。本日は14名のご出席をいただいておりますので、委員会は成立いたします。

なお、委員の皆様には、本日の夕方ということでご案内申し上げたところ、日中の方が都合が良いという意見がございましたので、時間を再調整させていただきました。最終的にこの時間で決定し、公表をいたしております。ご協力どうもありがとうございました。

それでは、これから議事に入らせていただきますが、会場の皆様をお願い申し上げます。議事の妨げにならないように静粛にさせていただきますとともに、特に携帯電話についてはマナーモードにするか、電源を切るか、よろしくご協力お願いしたいと思います。

なお、私ども事務局の方で、委員会の記録のために録音と録画を行っておりますので、ご了承ください。

それでは、以後の議事の運営につきましては、清水委員長にお願いしたいと思います。

委員長、よろしく申し上げます。

清水委員長

それでは、本日の議事についてですが、まず、第18回委員会議事要旨(案)の確認を行います。

これまで治水・利水と環境のバランスについてご議論いただき、前回はバランスの議論に合わせて、特に各委員が疑問に思う内容について、それぞれの専門家から直接意見をお聞きして議論を進めました。今日は、前回配付いたしました今までの意見を整理した原案に対する意見(案)をベースに、私と副委員長の方で各委員に照会して寄せられた意見を盛り込んだ、再整理いたしましたものを準備しております。これらについて、更にいろいろご意見を伺っていきたいと思います。

また、もし疑問等があれば、このご意見とか疑問等がございますれば、この意見の議論のところで、合わせて議論を深めていただければいいと思います。また、必要に応じて事務局にも補足説明などをお願いいたします。

終了時間は、14時30分を予定しておりますので、ご協力お願いいたします。

2. 議 題

清水委員長

それでは、議題に入ります。

まず、第18回委員会議事要旨（案）についてですが、既に各委員に照会し、修正いたしておりますので、この内容で確定させていただきたいと思います。

私と副委員長で各委員に意見を照会し、寄せられた意見を盛り込んで整理したものを準備してございます。原案に対する意見、これについて長澤副委員長の方で説明お願いいたします。

長澤副委員長

それでは、委員長のご指示によりまして、天塩川水系河川整備計画（原案）に関する意見（案）でございますが、これについてご紹介したいと思います。

1 ページ目の最初ですけれども、

・近年全国においてこれまでに経験したことのないような降雨による水害が頻発しており、審議中の平成18年5月、10月にも出水による浸水が発生したところである。洪水から生命・財産を守り、流域住民が安心して暮らせるよう、天塩川において、治水対策に積極的に取り組む必要があり、河川整備計画（原案）に示されている既往最大規模の洪水流量に対して上流域から下流域までの安全を確保すべきである。一方、目標流量が高過ぎるのではないかという意見も一部にあった。

・河川整備にあたっては、テッシやサケ・サクラマス、イトウ、シジミ等を育む天塩川の有する自然豊かな環境の保全に努め、流域の重要な産業である漁業や農業に十分配慮し、特に地域で営んでい

る農業団体、漁業協同組合等の関係機関と協議し、連携を図りながら、流域の発展に寄与するよう総合的に推進する必要がある。

・名寄川並びに名寄川合流後の天塩川の洪水調節を行い、河川改修とあわせて洪水を安全に流下させるためには、長期的な基本方針レベルの洪水にも対応可能であり、既に用地が確保されているサンルダムは、治水効果の発現が早期に期待でき、社会的影響が小さく、事業費が小さいため経済的であり、治水対策として優れているという意見が多数であった。一方、ダムに頼るのではなく、河川を横断する施設とならない遊水地や堤防補強による治水対策が望ましく、下流域や中流域の旧川やサンルダム湛水予定地などを候補地として提案する意見もあった。

サンルダムに関しては、下流域で営まれている漁業の資源への影響を懸念する意見が出ており、地域で営んでいる漁業協同組合に十分に説明、協議しながら、取り組みを進める必要がある。

・遊水地に関しては、下流部に多い旧川を利用した場合は、名寄川上流で洪水調節を行う必要があるため効果は不十分であり、名寄川流域に設置した場合は、農地の多くが洪水時に冠水し地域に与える社会的影響が大きいというえに、基本方針レベルの出水に対応するためにはさらに遊水地を拡大する必要がある。サンルダム地点に設置した場合は、その容量が十分ではないため、名寄川流域に広大な遊水地が必要となることは変わらず、洪水時における冠水による営農への影響や復旧作業の負担が大きい。

2ページに入ります。

・利水において、名寄川の流況は正常流量を頻繁に下回り、臭気

の発生などが起きている。名寄川の流況を改善し、安定的な水利用を可能とするとともに、旧風連町との合併等に伴って取水量の増加が見込まれる名寄市や下川町の上水道用水の安定供給に向けた水源の確保が望まれる。これに対して、遊水地では流況の改善、利水補給ができないため、サンルダムによる貯水池の整備が必要である。

- ・計画高水位は治水や河川管理の基準であり、様々なインフラ整備の基本となっており、計画高水位を上げて高い水位で洪水を流すことは、洪水時の水位を上げて堤防への負荷を高め、破堤時の被害を大きくし、内水処理の問題が生じるなど、流域の安全度を下げることとなること、また洪水時の水位を低く抑えるという治水の原則からみて行うべきでないという意見が多く出された。一方、名寄川における堤防の現状によれば、計画高水位以上で洪水を流せられるのではないかとの意見もあった。

- ・流域のもつ保水機能や遊水機能は、地域特性として既に治水計画におりこまれており、今後とも流域面積の7割を占める豊かな森林の保全と治水対策があいまって、流域の安全度が確保されるものであり、過剰に評価するのは危険である。

- ・外水は甚大な被害を伴うことから、外水から地域を守ることが必要である一方、頻発している内水による浸水への対策は、関係機関の連携や取組のもとで外水対策とあいまって効果的に発揮するものであり、関係機関と連携しつつ早急に進めるべきである。

- ・なお、治水計画の考え方や名寄川の水位の求め方等に関して専門的で理解しにくいという意見が出されており、今後河川管理者は説明責任を果たすよう努めるべきである。

・天塩川流域には広範囲にサクラマスが遡上、産卵しており、サンル川においても高い密度のサクラマス幼魚が確認されていることから、サンルダムによる影響を懸念する意見が出た。サクラマスの生息環境の保全は重要であり、このためサンルダムでは遡上のための魚道を整備し、降下対策を図り、その対策の効果を確認しながら、サンル川におけるサクラマスの生息環境の推移を継続的にモニタリングし、その結果に基づきさらに必要な対策を講ずることができる体制を整備して、サクラマスへの影響が最小限となるよう取り組むべきである。

・天塩川流域のサクラマスの保全にあたり、サンルダムで遡上、降下のための対策を図るとともに、関係機関と連携、調整して効果的に魚道の整備を行い、適切にモニタリング、管理を行ってその結果を反映するとともに、関係機関等が協議する体制を整備して、流域全体でサクラマスが継続的に再生産するような河川環境の改善に取り組むことが望まれる。また、サクラマス等と共生するカワシンジュガイへの影響を懸念する意見が出されており、サクラマスの保全とあわせて、カワシンジュガイの保全に取り組むことが求められる。

・流路の変動が豊かな河川環境を形成するため、災害を起こさない程度に流路の河道内における変動を許容するなど、豊かな水辺環境の創出に取り組むことが求められる。

・現状の河畔林はヤナギ林が多く、ハルニレやヤチダモといった在来の樹種に配慮した河道内樹木の管理が求められる。河畔林は多様な自然環境を形成し、生態系の連続性に寄与するものであること

から、旧川を含めて縦断的のみならず横断的な連続性の回復に努めるべきである。また、流出した河畔林が橋梁に引っかかったり、あるいは漁業被害を起こすため、あらかじめ倒れそうなものを伐採するなど、河道内樹木の適切な管理を図っていく必要がある。

- ・魚類の移動については、縦断経路とあわせて、多様な生物の生息の場となっている農地や水路との接続点となる樋門等の横断経路についても配慮することが重要である。

- ・水質に関して、既に現行の環境基準を満足しているものの、泡の発生など、都市部などからの負荷が見られる。カヌー等の親水活動にあたって、安心して遊べる水質を確保するとともに、さらに厳しい環境基準を満足することを目標に、平時から流域住民と一体となって調査を行って現状を把握し、改善に取り組むべきである。

- ・下流部を中心とする旧川は、水質面では本川へのバッファ機能を有しており、そのあり方について、地域住民、関係機関と連携して保全、整備や管理を行う必要がある。

- ・カヌーをはじめとした親水活動が盛んであり、カヌーポートの整備や観光や環境教育に資するような総合的な「川の駅」、ラフティングができる環境整備を盛り込むなど、親水あるいは観光に資する河川整備が望まれる。

- ・空間利用や人と川とのふれあいに関し、今後子どもや高齢者も含めた地域住民とランドデザインを描いていくことが求められる。

4ページに入ります。

- ・原案の記述や表現等に関し、以下の意見を踏まえて文章を充実させるべきである。

稲作の北限で生活や河川の水利用が変わることを記述すべき。
括弧内は省略いたします。

主要支川、特に名寄川の概要に関する記述を充実すべき。

河川環境が大きく変化する50年程度前の環境を記述すべき。過去にチョウザメが生息していたことを記述すべき。

天塩川を取りまく文化遺産との調和についても記述してほしい。
最近の異常気象についても記述すべき。

農業施設管理者、自治体、北海道等の関係機関等と連携し、流域の安全度の向上に努めることを盛り込むべき。

岩尾内ダムの無水区間に対する取組に関し、原因と改善について具体的な事例を盛り込み、わかりやすく記述すべき。

動植物の記述が確認種中心となっており、工夫すべき。貴重種に関する記述を盛り込むべき。全体としての姿が見えるように工夫すべき。

河川環境（サクラマス、チョウザメ、河畔林、流路の変動、旧川等）について、現状と課題及び河川整備計画でどのように取り組むかをわかりやすく記述すべき。

内水対策について可能な限り具体的に記述すべき。

魚道が機能し効果をあげているか、関係機関等が協議会等を設置し、連携してモニタリング調査や効果の検証をすることを記述すべき。

サロベツ川について、関係機関と連携して施策を進めることを記述すべき。

旧川は利水とも関連した貴重な地域資源であることを記述すべ

き。

5 ページ目に入ります。

天塩川の下流域の汽水域においてシジミ漁が沿岸漁業者にとって重要な漁業として営まれていること、汽水域がシジミ資源の再生産にとって良好な環境であるとともにシジミ漁の重要な漁場を形成してきたものの、近年シジミ漁を行う漁業者から汽水域の河川環境の改善と諸課題の問題提起がなされていることを記述すべき。

現在の天塩川の下流域の汽水域の河川環境は、過去の様々な営為の影響により環境が悪化している実態にあることから、天塩川本川、サロベツ川、パンケ沼など汽水域の良好な河川環境の保全・整備や、シジミ再生産のための旧川の再開発など、汽水域で生活する漁業者を守ることを条件としたシジミ資源の復活と維持について、関係機関等が協議会等により連携を図りながら、具体策を講じることに積極的に努めるべきであることを記述すべき。

ハードの整備とあわせて、光ファイバーを利用した関係機関による情報共有などのソフト対策に積極的に取り組むことを盛り込むべき。

河口周辺の砂州の浸食については関係機関と連携を図ってその防止に努めるべきである。

河口遺跡周辺をはじめとする河岸へのゴミ集積が見られることから、関係機関と調整、連携して良好な空間環境を保全すべきことを記述すべき。

以上です。

清水委員長

それでは、ただいま長澤副委員長より説明がありました意見案について、不足しているところ、あるいは発展させなければならないところを意識して、ご意見をいただきたいと思います。

まず、全般や治水・利水に関することが1ページから2ページの上から5番目ポツまでになっておりますので、それについて1時間ほど議論いたします。

その次に、2ページ目の6番目のポツから3ページの下までの環境に関する部分を1時間程度、時間かけて議論したいと思います。

最後に、4ページから5ページ目の記述や表現に関する意見について、1時間議論していきたいと思います。

ご協力のほど、よろしく願いいたします。

それでは、最初から1ページの5番目のポツまでの全般や治水・利水に関する意見について意見を伺っていきたいと思います。どなたからでもよろしいので、お願いいたします。どうぞ。

出羽委員

このまとめの案に対する意見は、まだ私はこれまで出していないのですけれども、ただ、それに関してメールは送りました。といいますのは、まだ私、前回の治水に対する僕の主張、それからカワシンジュガイの問題、サクラマスの降下の問題、開発局から案は出されましたけれども、そういった肝心な重要な問題の検討がまだ残っているというふうに思っておりますので、まだそれが済むまでは、まとめの意見を出すには至らないという意見を出しております。

ということで、まだその点が残っていると思いますので、今日の会議の進め方と、それから任期が12月いっぱいですよ。その中で、どういうふうにこれを、この流域委員会を今月進めるのか、そのことを最初にまずお聞きしておきたいのですが、委員長に。

清水委員長

前回までに、前々回ぐらいですか、これからいろいろ議論していく中でも、一旦議論を、今までの意見をまとめて、更に意見を進めていくとかということは重要であるということで、前回、これまでに出了た意見を整理してお示しし、その後、これに対して意見をいただくようお願いいたしました。議論を進めることももちろんですけども、そこまでの意見を整理・集約することは重要な作業であるというふうに私は考えましたので、できれば今日はこの意見を集約するというようなことで進めていきたいと私はと思いますが、ほかの皆様いかがでしょうか。

田苅子委員

出羽委員からお話があったこと、大事なことだと思いますけれども、私は、3年有余にわたって、今までいろんな角度から議論は進められてきておるという点で、今日ここにまとめられた意見、これは原案に対する案ということなのですが、これはこれで一旦、この3年間に余る期間をかけてきた議論のいろんな整理をされたものと、私は認識しますので、これはこれなりにやはり1回整理をして、それから、今出羽先生がおっしゃったような問題も、更にそれに加え

て、その後で議論するというふうなことで、一旦これはこれで私は、次なるステップに持っていくべきではないかという点での私は押さえと認識したいと思います。

清水委員長

ありがとうございます。ほかの皆様いかがでしょうか。

井上委員

今の意見に賛成したいと思います。それと、この1番目のポツの中で、ちょっと追加できるのであれば、してほしいという部分があるのですが、この委員会に多く寄せられた意見の中で、やはり地域住民は早期に治水対策をとってほしいという意見、かなり、かなりというか、多く、この意見の中で占めていると思いますので、1番目のポツの4行目、治水対策に積極的に取り組む必要があるというところに、早期とか、そういう言葉を入れていただければと思います。

清水委員長

ありがとうございます。どうぞ。

前川委員

話、ちょっとまた元に戻しますが、僕もこれに対して意見をまだ言っていません。というのは、これをこういうふうにとまとめるというようなことも、ここでは論議されていないと思うんですね。委員長

がこういう提案をしますというのは、前回されました。しかし、それをそういう形でまとめるのかどうかという論議は、ここではまだしてないと思うんですね。それで僕も、実は中身は、これちょっと皆さんに配られたものと大分違うような、これ初めて出されたので、そういうところもありますが、前回のやつを見ても、いっぱい僕は意見を言いたいのがあるんですけども、言わなかった理由は、この委員会をどうするのかということを決めた上でないと意見は出せないというように思いました。ぜひ、論議していただけると。

清水委員長

ありがとうございます。ほかの皆様いかがでしょうか。どうぞ。

酒向委員

私は、今まで時間をとってきて、意見を言っていないというのはおかしいと思いますよ。これだけ時間かけたのだから、まず自分の思っていることを早く出して、それについて述べていくのなら分かるのですけれども、ずっと言わないで、言っていないというのは、何をやってたのかなと逆に思います。そういう意味で、どんどん積極的な発言がなされなかったという、そこは何かかと、逆に知りたいぐらいなので、もっと積極的にこの委員会を進めてほしかった。それであれば、もっともっと進めてもよかったかなという、事務局側の意見もあったかなと思うのですけれども、言わなかったということ自体はおかしいと私思います。

清水委員長

ほかの方はいかがですか。どうぞ。

出羽委員

僕は言わなかったのじゃなくて、いっぱい言ってきました。ただ、この間、事務局からやっと、例えば200mピッチの河道断面図が出てきて、それに1,500m³/sが、名寄川ですけれども、流れたときの水位なり、1,200m³/sのときの水位、それから計画高水位が入っておりまして、堤防高も入れてほしいという形で、それも出てきました。そのことでやっと、やっぱり分かってきたことがあるわけですね。ですから、そういうことを含めて、治水案に対して、ダム案というのは、もちろん1つの案ですけれども、それに対する僕なりの案というのは幾つか考えております。それをやっぱり、この間やっと分かってきたということもありますので、そのやっぱり根幹のところですよ。そういう論議がまだ僕は不十分だと思っているんです。ずっといつまでもということは、当然考えてませんけれども。

それから、先ほども言いましたけれども、カワシンジュガイに関しても、前回ですか、前川委員が治水で随分時間をとりましたので、一応説明したというところで終わっております。その中身の論議はまだなされておりません。それから、サクラマスの稚魚の降下に関して3案か4案ですね、出されましたけれども、その中身についても検討はされてないんですよ。そういうふうに、全部ということじゃないんですよけれども、基本的に重要な問題について、まだ検討さ

れてないという部分がある。そのことを含めて、この12月の任期いっぱいまでどうされるのか、どういうふうに進めるのか。やっぱりその議論が必要だと思うんです。

それと、もう1つ言いますと、これは新聞記事ですけども、前回の委員会の後の記者会見で、委員長がまだ論議を、正確な表現かどうか分かりませんが、終結させる状況にはないと。この流域委員会を延ばすのか、それから、また別な委員が入れ替わって新しいものを作るのかというのは、それは開発局の判断だと。流域委員会を延ばすかどうかというのは、この委員会での問題でしょうけれども、新しい委員会をどうするかというのは、それは開発局の判断かもしれませんが、やっぱりそういったこともありますので、やはりこの後、一月弱ですが、その間どうするかという、やっぱり流れがないと、今まとめましょうとして、これについて僕もいろいろと意見ありますけれども、もっと入れてほしいこともあるんですけども、やっぱりその辺の見通しがないと、どうしていくのかということをも不明のままに進めることになってしまいますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

前川委員

よろしいですか。僕のことを言われたので、僕は言わなかったと言ったのは、これに対するもので、この中では僕は山のようにここで発言しています。それが、これに対して意見を言わなかったというのは、まだいっぱい論議すべきことがあると思って、僕も今日は実は用意してきました。そういうものがまだ、僕からすればあるの

に、まとめに入るといのは、僕はちょっと違うんじゃないかというのが僕の意見です。だから、今、出羽委員が言われたこと、全く僕も同じ意見なので、ぜひ今後この会をどうするのかというのをまず、それこそ延々と続けるというのは誰も考えないと思うのですが、少なくとももうこの12月で全員の任期が切れるということと、清水委員長が、僕は新聞でしか読んでいませんけれども、発言されたことを聞くと、やっぱりここで、これからどうするのかということを決めないと、やっぱり論議に入れれないと思うんですね。ぜひ、その論議から入っていただくといいかと思います。

清水委員長

私は、新聞等の報道では、今までの議論を聞いて、一緒に参加していますと、なかなか平行線のままずっときていて、この体制のというか、この状況で、このメンバー、この枠組み、この方式による委員会をずっと続けても、なかなか先が見えないなというふうに思いましたので、任期も切れることですし、12月いっぱい、とにかく今まで出てきたものを、こういう箇条書きでもいいから一旦まとめて、その次どうしようかというふうにした方が、ずるずるとやるよりは、とりあえずここで一旦まとめた方がいいんじゃないかと思って、こういうものをご提案しているわけですし、任期が切れる前に、少なくとも1回から18回までの議事要旨があるので、それが議論の内容と言えれば内容なのですけれども、それで書いてあることを、ただこれまとめただけなのですけれども、それを一応任期が切れる前には、ここら辺まではやりたいなというふうに思いまして、

こういうのを書かせていただいたのですが、副委員長と相談して書かせていただいたのですが、これもまかりならないというのであれば、また考えますけれども、いかがでしょうか。

田苅子委員

私は、この時期にこういったまとめをされたことは、誠に時宜にかなったものと、まず一旦、そういう受けとめ方をしたいと思いません。

それから、期間が12月云々ということもありますけれども、この意見の案に、今、出羽先生がおっしゃった、まだまだ議論が、前川先生もおっしゃった、足らん部分があるんだということであれば、ただ、いつまでもかかってというのじゃなくて、例えば12月までに答えを出して、これについてはできるだけ成案に、この中で不足している部分として、私は議論した経過を追加すればいいのではないかと。これ自体がナンセンスというのだったら、私はちょっと違うのではないかと。この中に足りない部分として、その不足している、言いたい、主張しなければならんところは書き添えて、私は開発ご当局に対して、河川整備計画を作っていく場合には、このことをぜひ忘れないようにと、これにも気を使ってくださいというまとめをすれば、何もそんなに難しく考える必要はないのではないかと、そう思いますけれども。

清水委員長

どうぞ。

長澤副委員長

今、比較的特定の方が意見を具申されていますので、ほかの委員の方から一通りお聞きになったらいいんじゃないかと思います。

清水委員長

では、こちらからいきましょうか。辻委員、どうですか。

辻委員

このまとめは、今まで議論されてきたことが多数であったとか、一方ではこういう意見があるというふうに、比較的客観的にまとめられていて、委員長の責任においてというか、全体がそういう意向であったということで、一度、やはりけじめをつけるべきだというふうに、これに従って1つずつ検討していったらいいと思います。

それから、もう1つ付け加えたいのは、委員会の当初のころ、このように進め方について、数回、そのことだけに終わっている時間もあったように記憶しておりますので、できるだけコンパクトに1つずつ詰めていくのがいいかと思います。

清水委員長

ありがとうございます。橘委員、いかがですか。

橘委員

前回、ちょっと欠席させていただいて、その急激な変化にちょっ

と戸惑っておるところあるのですが、私は基本的な気持ちとして、ここに住んでおられる住民の方の、あるいは河川整備をされる開発局の、そこの住民の方を中心としたその方の生活の安定と、それに伴う環境感の熟成というんですかね、そういうものをこの整備計画の中で何とか生かしていただきたいというつもりで、これまで参加してきました。というのは、こんなことを言っているのかどうか、そういう中で、例えば……。

清水委員長

まず、こういう形で意見をまとめることがいいのかどうかという…。

橘委員

そういう話です。こういうことを言ったことがないんで、ちょっときちっと言いたいんですけれども、そういうことで、一旦そういう関係の中で、今どういうふうにとまとまっているかと、どういう意見があったかということ、今まとめておこうと。それから、田苅子委員がおっしゃったように、その中でいろいろまだ問題があると。例えば急に、急にというわけでもないですけれども、サクラマスの問題も、私が言いたいのは、前々から言っておりますけれども、例えば過去からどういう推移であったか、どれだけ、結局、話がちょっとあれですね。カワシンジュガイにしても、貴重種になったということは、生活あるいは住民の環境から、少しずつそういうものが外れていってしまったと、そういうことをこの会の中で意見として入れておきたい。そういう意味で、こういうふうにとまとめていただい

て、それ以上のことは更に具体的なところで、非常に大切なことなんです。それはそれ以上にやって、まとめていただきたい。だから、こういう委員長の案でここまで、12月いっぱいで一応まとめようという方針には賛成いたします。

清水委員長

ありがとうございます。黒木委員、いかがですか。

黒木委員

これまで地元も含めて、この委員会に寄せられた多くの意見が、早く取りまとめると、早くダムを建設せよと、そういうご意見が大多数であったというふうに私は認識しております。そういう意味でも、これをこの委員会の結論を先延ばしすることは許されない。まして我々の任期が、もうこの1ヵ月の間に迫っております。そういう意味で、この委員会の中の、じゃ流れはどうかといいますと、確かにある種の部分では平行線の部分もございませうけれども、大方は、もう収束をしていいのじゃないかと、そういうふうに私はまとまりつつあるのではないかというふうに思っております。そういう意味で、この原案に対する意見書、当委員会としての意見書をここで議論をし、まとめることに賛成をさせていただきたいと思います。以上です。

清水委員長

岡村委員、いかがですか。

岡村委員

私もこの3年間の議論を通して、賛成・反対はあったと思うんですけども、検討すべき項目は、かなり出されている。それが全部、いろんな複雑な要因が絡んでいますから、100%の正解をもってやるというのは、ちょっと無理があって、こういう検討すべき項目というのは、今後、計画が実施されていく段階で問題があればチェックして、それを解決していくということで、現段階では、ほぼ項目が出されているので、こういうふうに整理していただいて、抜けているものがあれば、補充するというような形で議論すればいいかなと思っております。

清水委員長

ありがとうございます。蝦名委員、いかがですか。

蝦名委員

私は本年から、前菅井委員に代わって委員になったんですけども、その時点で話を承ったのは、本年の12月31日までの任期ということで話を伺ってきました。正直言って、前年度までにはどのような、意見を交わす場というのは、この委員会の本筋というのは、自分自身ではよく知らなかったのですが、基本的には、やはり開発が整備計画を基にする意見を、この委員会である程度具申していくという委員会なのかなということでは、判断してきました。前回は出羽先生の方から、いろいろ流量に対する意見ということで出され

て、前回、私もちょっと言いたかったのですが、言えなかった部分ありまして、ある意味では、漁協側から何も意見がないというのは、ある程度そういう部分では、認めている姿勢なのかというご批判もいただいているのですが、決して我々そういうふうには考えておりません。我々の考え方は、当初から一貫して、河川に工作物を造らないでほしい、それから漁業資源に影響を与えないように流域全体を整備してほしい、この一点でございます。

この流域委員会が、そもそも12月で終結するのであれば、するように、やはり皆さんの意見もまとめるべきだと思いますけれども、我々はその中で、やはりこれだけは言っておきたいという考え方は、我々の漁業団体としてあるので、そうであればそのように意見を本日より申し上げたいなという思いでは来ましたが、ただ、まだ出羽委員なり前川委員には、まだまだ言いたいことがあるということなので、そこを断ち切るというような委員会であってはならないと。ただ、その辺をこの流域委員会で、どのようにまとめるのかということがやはり大事なのでないかなと。逆に言えば、その辺も、まず委員会として12月で本当に、委員の委嘱期間が終わるものから、新たな委員会は別にしても、この委員会としてまとめるのであれば、まとめるような意見に相互で協力し合わない、まとまらないのが実態でないかなと、このように考えています。

したがって、私はある程度委員長の判断で考えてもらえばいいのかなと。その部分ですけれども、いきなり12月という考え方がいいのか、その辺は委員長の考え方に一任したいと思います。

清水委員長

ありがとうございます。梅津委員、いかがですか。

梅津委員

基本的には、委員長が提案された、この件については賛成でございます。

私は、利水者の立場として、今までこの委員会に参加させていただきましたが、やはり流域の住民の皆さんが1日も早く、この治水対策というものが立てられて、早く実施に当たってほしいということが切実な願いだということを感じておりますので、ぜひとも、このようなことで、一旦意見、整備計画の原案に関する意見ということで提出されましたけれども、このことで一度総括をしながら、まとめに入っていただければありがたいな、そのように思っております。

清水委員長

どうぞ。

肥田委員

私は、前にも述べましたが、一応、基本的にこの委員会で一度、委嘱時期を延ばした経緯が以前ありました。そういうことでは、この委員会の中で、やはり委嘱された任期の中で終わるのが、私はルールではないのかなというふうに考えておまして、やはり早期に治水計画を立てていただきたいという、特に下川町さんあたり、議

会でも動いたという話も聞いておりますし、今日はこのまとめの方をたたき台として、12月の末で終えていただきたい、この委員会は。そういうことで述べさせていただきました。

清水委員長

ありがとうございます。どうぞ。

長澤副委員長

私も意見を申し述べます。一通りお聞きしますと、賛否、はっきりと分かれておりますが、多数意見としては、これはこの方針で進めて良いと、こういうことでありまして、この事実は、この委員会としては重いと思うんですね。私なりに思いますと、この整備計画の内容は、これはまだ議論する余地はあるにしろ、この議論の内容を整理・集約する方法論として、この今提示されていることに反対はいたしません。前回の委員会、最後で十分な議論はなかったかもしれませんが、議事録の確認、あるいは本日の委員会でも、冒頭に前回議事録の確認をしております。そういった積み重ねで、我々本業を抱えながらこの委員会に参画しておりますけれども、決められた期限を切って、努力して意見を出すと、こういうことをやっているわけですね。委員会運営についても、提案への賛成、反論というのは当然あると思いますけれども、そういうことを積み上げといいたいまいしょうか、それを通じて集約していくと、そういう姿勢は持つべきだというふうに思います。その中で、委員の考え方とか意思というのは十分に反映されるものだというふうに思います。ただ、

物理的な時間だとか、いろんなものが周辺環境としてありますから、どうしても一定の制約は仕方がないというふうに考えております。以上です。

清水委員長

ありがとうございました。

出羽委員、前川委員は、まだまだたくさん意見があるということなので、できれば今日この中で、ここまでのまとめをちょっと話し合う中で、その意見も一緒に述べていただきたいと思います。

出羽委員

委員長に1つお伺いしたいのですけれども、今まで3年間、その前の懇話会時代も含めて6年ぐらいになるんですよね。やっぱりそれはまとめないといけないんですよ。ただ、委員長が言われた、まとめた後でまた議論すると言われた、進め方についてですね。それは、その後でまたそれを議論するというのは、それはどういうことなのか、ひとつお聞きしたい。

清水委員長

いや、そうは言ってないですね。この委員会としては、今までの議論をまとめて、それを一応開発局の方に、こういうことであったという報告をする。この後議論するというのは、どういうことかな、いろいろ議論している中で、一旦こういう形でまとめるというふうな趣旨で言ったと思います。この後議論云々については、この後、

また別な委員会を作るとか、委員会を拡張するとか、延長するとかという問題はまた別の、この委員会で話し合うことかどうかは、ちょっと私は分かりません。

出羽委員

いや、そこをお聞きしたいんですよ。僕はまだ、まとめるにしても、僕は前々回ぐらいから主張している名寄川の治水について、もう少しやっぱり詰める必要があると思うんです。僕も提案をしたいわけです。それをめぐって、やっぱり議論していただきたいということもあります。

それから、ほかにも積み残している問題というのはあると思うんです。何でもかんでもというわけじゃないですけども、大事なポイントでですね。そういった僕が今言ったようなこととか、積み残している議論を、じゃどこでやってまとめに反映させるのか。例えば、今日12月4日ですよ。今日これでこのまとめの案を全部まとめ切れれば、それはそれでいいのかもしれませんが、やっぱり今の状況だと、蝦名さんも、僕なり前川さんの意見を断ち切る形じゃなくて、それをやはりきちっとある程度主張できると、そういうことも含めると、例えば12月は、あともう1回か2回やるのかですね。そういう時間は取り得るのか。文言の修正だって、今日1日だけでというのは、相当難しいような気がしますよね。その辺をどうするかということをお聞きしたい。

清水委員長

もう1回できるかとか、年内にもう1回できるかどうか、2回できるかというのは、皆さん忙しい中で、スケジュール調整がつくかどうかということにもよると思いますけれども、年内で任期内で出された意見はここまでということで、まとめるしかないんじゃないかなというふうに私は思います。

田苅子委員

いいですか。参考になるかどうか分かりませんが、私は大局という立場でこの視点をとらえて言えば、前川先生のおっしゃっていること、あるいは出羽先生がおっしゃりたいこと、それはそれなりに何かをおかしくするという意味では決してないので、自然に生息する、こういう大事な生物もおりますよと。それは今、どうもこの世から消えていってしまうのではないかと、そういうご心配もたくさんあるわけですからね。ですから、この河川整備計画、この流域委員会というのは、開発対、あるいは委員会と、ボールのやり取りで何かをしようという会では決してないと私は思うんですよね。それぞれの思いを、河川整備計画を作っていく場合に、こういうことをきちっと考えが取り入れられるようにやってほしいという、このまとめを流域委員会としてやればいいわけですから、ですから、今までまとめてきたことに、更にカワシンジュガイのこともあるのでしょうか、また、流域の水位の問題もいろいろ議論しておったようですけれども、そういうことがそのまとめられた中にちゃんと生かされておるようなまとめになっていけば、私はあと何も言うことはないんじゃないかと。しかも、それを受けて、開発ご当局は、河

川整備計画を作っていくときに、そういうものも少数意見とかなんとかというんじゃないくて、そういう意見もあるのだということが併記されてあれば、私はそれで用を足すのでないかと。

ここで議論、議論というんですけれども、議論をしなくたって、前川先生が立派な今までのデータやなんかで、みんなにこれだけ大事なものなんだよという、やっぱり訴えることと、出羽先生が思っている思いを言って、それも今までのまとめの中にどういうふうに、じゃ生かしたらいいのかとか、そういう視点で私は大局で、この委員会をおさめていいのでないかと、そんなふうに思っておるのですが、いかがでしょうか。それは参考までに申し上げただけですけれども。

清水委員長

まだまだ意見があるというのは、今日この場で、とにかく時間の許す限り発言していただければいいのじゃないかなと思うのですが。

出羽委員

例えば、この治水に対して、一番最初のまとめの文章ですね。この中で、一番最後から2行目に、一方、目標流量が高過ぎるのではないかという意見も一部あったというふうに書かれています。これは、僕はもっと意見は用意して来ているんですけれども、このたった、僕が主張してきたことをこの1行だけです。もう少しやっぱり具体的に書いてほしい。

清水委員長

例えば具体的に。

出羽委員

いやいや、それはちょっと今言いませんけれども。だから、そう
いったことを、これに修正して盛り込んでいくということをした場
合に、少なくとも今日で終えるなんていうことには、僕はやっぱり
ならないのじゃないかと思うんですよ。だから、そこらあたりを例
えば、そういう場を保証するなり、その辺の見通しがないと、今日
終えてしまうということになると、やはり今、田莉子さんが言われ
ました、単なる少数意見じゃなくて、やっぱりそういう意見をきち
っと盛り込んでいくと。やっぱりそういうまとめは必要だと思います
。そのことが保証されていかないのじゃないかと思うんですが、
その辺をお聞きしたい。

酒向委員

私、先ほども言ったように、今言わないですけれどもじゃなくて、
言っていたきたいんですよ。それが大事なことであれば、その場
でどんどん議論が進むと思うのですが、何か小出しに出されている
感じがするんですよ。

出羽委員

中身の点では、中身に入りまして、もちろん言いますよ。ただ、
今そこまでいってないからといってないだけです。

清水委員長

どうぞ。

長澤副委員長

この原案に関する意見案としてまとめたものは、本当にエキスのエキスを抽出しているんですね。例えば今の1本、目標流量が高過ぎるというご指摘は、それはもう出羽委員の方から、これまで出されていること、それは議事録に全部載っていて、我々はそれを持っているわけですね。だから、当然この内容について、それにさかのぼって、どんなことを具体的に主張されているのかということは分かるわけです。もちろんそれに対する、高過ぎるという意見に対する黒木委員の反論についても、きちんと議事録等を見れば分かるようになっているんですね。ですから、そういうことで、今出されているように、これからどんどん言えればいいじゃないですかということもありますけれども、既に詳しく主張されているということも、我々は知っているわけですね。

清水委員長

ほかにございませんか。どうぞ。

蝦名委員

今、出羽委員の方から、今日で何かこの流域委員会を閉めるようなお話だったのですけれども、委員長はそのような……。

清水委員長

それは、今のところは全く白紙です。今日、どんどん意見を出していただいて、もし足りないのであれば、また前回やったように、時間がなければ、更に文書等で集めていただいて、これを修正して、できれば年内にもう1回やりたいというふうに考えていますが、それはスケジュール調整等は事務局にお任せしておりますので、どうなるか分かりませんが、確約はできませんけれども、できればできる限りのこの中を集約させていただきたいなというふうに私は思っております。

蝦名委員

少なからず、そうしてもらいたいなという意見です。

清水委員長

ほかにございませんか。どうぞ。

岡村委員

中身の話に入ってよろしいですか。

清水委員長

どんどん意見を言っていただければいいなと思います。

岡村委員

全体のことでお話ししたいんですけれども、計画でこういうことをしてほしいとかというのはずっと書いてあるんですけれども、計画の実効性を高めるため、どこかの時点できちっとチェックをして、そして評価して、ここで出た意見がきちっと実行されているかどうかというのを、それをチェックする項目をどこかに入れていただくか、あるいは、流域委員会として意見を出すときにそういう文章を入れるか、どっちかにしていただかないと、何か言いっ放しになってしまうような感じがしておりますので、その辺ぜひ入れてほしいと。

それは、もう1つの意味としては、100%、例えばいろんな出た意見の関係だとか、治水もそうでしょうけれども、絶対これでいいという計画なんていうのはあり得ないと思いますから、常にチェックしながら進んでいくと、そういうことで、とりあえずこの段階で、私もまとめた方がいいと思っているわけですし、これが100%全部クリアできるとは思っておりませんので、そういうチェック機能を計画の中に入れていかないと、まずいかなというふうに思っています。

清水委員長

ありがとうございます。実効性を高めるためのチェック機能をどこかに入れると。ありがとうございます。

ほかにございませんか。どうぞ。

肥田委員

先ほど井上委員がおっしゃったことで、ポツ1のところの早期に
という部分は、ぜひ入れていただきたいと思っております。

清水委員長

ありがとうございます。ほかにございませんか。どうぞ。

前川委員

今、長澤さんが言われたことに関連するんですが、やっぱりもっ
と具体的でなければ、議事録で書かれていると言うけれども、それ
は提案でも何でもありませんね。提案というか、いわゆる意見、個
人、個人の意見で、いわゆるそこで論議を交えている段階のものを
開発局は参考にも何もしませんよ、多分。だから、ここに書かれる
ということが大事なんです。そうですね。だからこの中に。今、
出羽さんが言われたけれども、もっと具体的でなければ、ただの、
ぽっと書かれているねという程度ですよ。

清水委員長

もうちょっと具体的に書くのがいいのであれば、それを言ってい
ただければいいなと思いたしますが。

前川委員

そうであれば、また最初から議論を、これからもう主張する、僕
は論議だと、まだ思っていたんですけれども、そういう具体的に正
当性をおっしゃれば良いと思うんですけれどもね。

清水委員長

どうぞ。

田苅子委員

前川先生に言いますけれども、不満な部分の、この文言だったら、ちょっと触った程度でないかとおっしゃいましたね、前川先生。そうであれば、この文言は、これでは納得しないと、もう少しこういうふうな表現をしてもらったら、これはいいんだと思うとか、私はそういう個々具体的に、余り長い文章で、またもう1回議論した結果で載せるとかというのじゃなくて、こういうまとめをしたのだったら、私のこういう考え方が、ただ、こんな20字かそこらで書かれておるだけでは不満だと。だから、この表現はもうちょっとインパクトのある強いもので表現ができないのかどうかと、そういうことについて、これをいじることについて、みんながどう考えるかという、私はそんなまとめでどんどん入って行って進めていいんじゃないかと思うんですが、だめでしょうかね。

清水委員長

ありがとうございます。どうぞ。

酒向委員

私も田苅子委員の言ったように、先ほど資料の5 - 3ページに、例えばですよ。結果的に、このサンルダムがなくても、結局は溢れ

ないで流せるのではないかと、こういうふうにこっちの方では具体的に書いてあるわけですね。資料の5ですよ。5 - 3ページ、上からポツが4つですか。堤防高が余裕が2 mぐらいあるのでと、具体的にもうここに先生のおっしゃったことが……、資料の5です。本日の資料の5です。というように具体的にこちらに書かれていて、最後、この原案に対するというのは、こういう形でいいのではないかと、

清水委員長

補足しますけれども、資料の5というのは、これをまとめる前に議事要旨から一旦こっちに書き写したもので、同じものです。資料の方ございませんか。先ほど確認したと思いますが。なければ、余分があれば、至急準備。今、1部お持ちしましたので。

資料の5は、ちょっと補足しますけれども、意見をまとめる前段に、議事要旨から分類して書き写したもののというふうに解釈していただければいいと思います。

ほかにございませんか。どうぞ。

出羽委員

治水について、関連して意見を述べさせてもらいますけれども、僕は一番最初から主張してきたことは、いろんな治水案があるだろうと。ダム案も、もちろんその1つです。ただ一方で、もう1つ大きいのは、自然環境の問題、そこをどう調整し得るかどうか。するという点が僕は最大のポイントであろうというふうに思ってやって

きました。中身では、幾つか平行線になっていることがあることはたしかですよ。

その中で、3点ほど述べさせていただきたいのですけれども、1つは、これまでの議論の中で、実際、近年起こっている洪水氾濫というのは、ほとんど大半が内水氾濫であるということが大体はっきりしてきたと思うんですね。外水氾濫というのは、支川ですとか、名寄川では無堤区間ですとか、そういうところでは多少起こりますけれども、ほとんど全ては内水氾濫であると。そういうことから、流域住民の人のやっぱり洪水被害を軽減するというので、やっぱりまず内水対策、これが非常に重要であろうというふうに思います。だから、そのことを強調する必要があると思うんです。

同時に、やっぱり河川改修が大事なんだろうと思います。まだ、全川、全体では完成堤防が40.8%、暫定堤防が48.4%というのは、これは基本方針の中に出ているわけですが、それから、未施工区間というのは、無堤区間のことじゃないかと思うんですよ。これ10.8%あります。これはいろんな議論の中で、黒木さんも言われてきたように、やっぱり河川改修ということが大きな効果を発揮してきたというのは、これ専門家からの意見でもありませんし、まだ暫定なり無堤区間がありますので、やっぱりその河川改修を進めることが、緊急には住民の被害軽減のためには非常に大事ななんだろうと思うんですね。そのことを強調する必要があるんだろうと思います。それが1点です。

それから、名寄川の治水対策についてですが、前回まで述べましたように、僕は1,500 m³/sの場合でも、実質は流せるだろ

うという主張をしてきました。整備原案にある、河道拡幅計画がサンル川と名寄川の合流点より下流で4カ所、その上流の1カ所、5カ所あります。それから、堤防整備区間がK P 1 4 . 3から1 5 . 2で1カ所あります。

それともう1つ、断面図を見てよく分からなくて、井田さんが個別に説明に来られたときに聞いて分かったのですが、小堤区間、小さな堤防、もしくは無堤に近いような、そういう区間がありまして、ここはどうされるんですかと聞きましたら、河道を拡幅、掘削した土をそこへ盛土して被害を防ぐと、そういうふうに伺いました。そういうことをやりますと、それだけで1,500 m³/sが流れたときも、現在の堤防の余裕高というのは、ほぼ全ての名寄川全川にわたって、合流点以下ですね、サンル川との。1.5 mが確保できると。そのことが僕は確認できるのじゃないかと思うんです。実際、この河川改修を行った場合に、どれだけ流下能力が改善されて水位が下がるか、そういう資料を出してくださいというふうに井田さんをお願いしてあるんですが、それを含めて、それを確認できると思うんです。ただ、それだけでは、確かに治水の基本の計画高水以下に流すという、それはクリアできない、そういう矛盾があるというのはたしかです。ただ、実質的には、やっぱり流せるというふうに確認して、僕はいいのじゃないかと思うんですね。ただ、堤防は、それは高さの点から言っているんで、堤防の質、土質の問題というのも出されました。それは、もしそういう部分があれば、今後調査して、それを改善していく必要があるということなのだろうと思うんです。その点、僕は1つ確認したいと思うんですね。

それから、もう1点は、じゃ目標流量 $1,500 \text{ m}^3 / \text{s}$ を計画高水位以下に流すためには、どうしたらいいか。ここは僕、今まで1つのことしか言ってないんですが、改めて4つ提案したいと思うんです。4つの方法があるのだろうと思うんですね。

1つは、ダム案です。これは前々から出されてきたダムと、ダムによる流量調節と河川改修ですね。この場合の河道掘削量というのは、資料を見ますと $1,000 \text{ 万 m}^3$ です。河道掘削ではですね、全川にわたってですけどね。

もう1つは、僕が主張してきたことで、誉平、基準点ですが、この目標流量は、戦後最大洪水を基準にしているということで、僕は名寄川も、その基準に合わせて $1,200$ から $1,300 \text{ m}^3 / \text{s}$ にすればいいのじゃないかということなんです。ただ、この場合、確かに安全度というのは多少下がりますよね。ただ、実際堤防高との余裕が 1.5 m ということは確保できるのであれば、それほど下がらないのじゃないかという気がします。この場合は、恐らく遊水地というのはほぼ要らなくなる、名寄川に関しては、そういうふうになります。

それから、3つ目は、目標流量はそのままにして計画高水位を上げることが可能、その可能性を探るということなのです。これについては、とんでもない、常識から外れているという意見、反論があったことはたしかです。しかし、歴史的に見て計画高水位が変化しないということは、やっぱりあり得ないと。変化する場合であって、その条件というのはどういうことなのかですね。その辺やっぱり探る必要がある。計画高水位を上げれば、それとももちろん河川改修との

組み合わせですね。これが第3案です。

4案は、目標流量1,500 m³/s、計画高水位は現在のこれ
でそのまま設定した上で、河川改修と遊水地案、それで1,500
m³/sは流せるよと。これは実は、一番最初に開発局から出され
たケース1、2、3の2案ですよ。2案です。この場合の河道掘
削では、1,220万m³です。ダム案よりは220万m³多いん
ですけれども。それを少し修正できるんだらうと思うんですね。こ
の場合、名寄川に1カ所、小規模な遊水地を造る案になっていま
す。ただし、僕も前から主張していたのですが、ダムの湛水地に遊
水地が可能なわけです。これはダムと比べたら、問題なく流量が少
ないと見ますが、この2案の中で考えますと、名寄川の遊水地より
は、ずっと規模を大きくできるはず。名寄川についても、農地
じゃなくて、農地じゃない部分で小規模で遊水地を考えてもいいわ
けですから、それとダム湛水地での遊水地を考えますと、河道掘削
量、名寄川はもっと減らせるはずですよ。そういう形で考えます
と、この4案とも、僕は恐らく治水案としては成り立つのだらうと
思うんですね。それをどれを取るかということに、そうするとなる
わけですけれども、成り立つということはやっぱり確認する、検討
する必要があると思います。そのためにはどれだけ区間の、例えば
4案、一番最後に言った4案ですと、実際どれだけ区間の河道掘削
が必要になるのか、最初の案では1,220万m³ですけれども、
それがどのくらい減らせるのかとか、やっぱりそういう資料が必要
になってきます。

ですから、そういった上で、最初に言いましたように、僕は自然

環境と治水とのバランスといいますか、調整が一番やっぱり大事なポイントだということからしますと、僕自身は、ダムというのは、やっぱり取り返しのつかない大きな影響というのは、自然環境に与える可能性ありますから、それ以外で治水対策が可能であれば、僕はそちらを取るべきだということを強く主張したいと思うんですね。

そうしますと、具体的には、今僕が4つの案を言った2案、3案、4案、いずれかを取るということを検討していただきたいと。もしまとめるとすれば、そういうことを具体的に盛り込んでほしいということなんですね。以上です。

清水委員長

ありがとうございました。最初の内水のこと、それから河川改修を進めるべきという点については、この意見書に盛り込んでいきたいと思います。

それから、最後の新たな提案ございましたけれども、それについても、そういう意見ということで、ぜひ盛り込んでいきたいと思いますが、ほかの方、ご意見あれば。

田苅子委員

これ前から言っているのですけれども、先生の治水の考え方については、それはそれで用が足りるのであったら、それで私は結構だと思っただけです。自然に対する負荷をどれだけ抑えるかという点で、それはそれでいいと思っただけですけれども、前から言っているように、もう水がなくなっちゃったと。どうするんでしょうかと。こ

れを除いて議論できないから、先生の仮にそのお考えが、私は治水という面で本当にいい考えだということに仮になったとしても、じゃ飲み水がなくなった、もう夏には本当に臭いのする水だとか、あるいは地下水を飲んでいるこの現実はどうするかと考えたり、異常気象というのもこの中にはっきり書いてありますけれども、そうやって、今オーストラリアというのはどういう状態になっているかというの、あえて説明する必要もないと思うんですけども、大変な今、時代になってきているわけですね。ですから、今度の異常気象というのは、いつどこで何が、どんな今までの常識を破って起きるか分らん状態だと。しかも、現実に関、水がなくて、不足して困っているという状態が将来まだまだ大きくなるということを懸念しているわけですから、そこら辺は合わせて考えて、やっぱり答えを出していかんという、これだけちょっと別だよというのでは、ちょっと私、困るなという気がするんですよ。これをどう説明つけるかということになっちゃうと思うんですが。

清水委員長

黒木先生、何かございますか。

黒木委員

今、我々は何を議論すればいいのか、よく分からないのですけれどもね。今の4つのご提案は、もう既に出てきたことですね。そして、今までそれに対する反論も、私は申し上げました。再度ここで反論せというのなら、幾らでも時間があればやりますけれども、そ

の必要はないのだろうと思います。ぜひ委員長としては、この中身に入るのでしたら入るで結構ですから、逐条で審議をしていただきたいと思います。

清水委員長

どうぞ。

出羽委員

農業用水についての湧水に対しては、僕も大事だと思っています。それをはずすつもりはありません。もし、ダムじゃない案でありますと、そのダムによる流出というのはなくなるわけですが、もちろんこのダムについては、農業用水の設定はもともとないわけですが、正常流量で湧水対策があるというのは、その効果というのは分かります。ただ、そうしますと、これは僕も2回か3回、ずっと主張してきたのですが、名寄川のどこで、どれだけ湧水地に水が足りないのか、どのくらい取水して、そういう資料というのは一切出てきてないんですよ。そういう資料を何回か要求したのですが、出てこない。だから、どこでどれだけ足りないかということが分からないままに来てしまっている。それが分からなければ、それに対してどう対応するかという議論もできないですよ。

ですから、そういうことを盛り込む必要は、それはやっぱり積み残された問題なんです。だから、湧水対策に対しては、僕は絶対必要だと思っています。もしダムがあれば、それで解消できるかもしれませんが、ダムじゃない場合は、それに代わる方法を、やっぱり対

策をとる必要、検討する必要があると思うんですね。そういった積み残された問題を、その問題点をはっきりして、この中にまとめるなら盛り込む必要があると、そういう意見です。

それから、黒木さんの、そんなことはもう今まで全部出された意見だと。確かに、ダム案、それからケース2案出ています。それから、目標流量を下げるというのも、僕は前々回から主張して出ております。ただ、計画高水位を上げるという問題は、はっきり言えば初めてです。

問題は、今まで河道断面図とか、そういう資料が出てきて、堤防の余裕高が河川改修等をやれば1.5mの余裕高を確保できると、そういうことがほぼはっきりしてきた。そういった上で、それは具体的になってきます。そういった上で、じゃどういう治水対策が可能かと。ですから、ただ前から出てきたという、それはまるっきり僕は違うと思うんですね。そのことを黒木さんに認識していただきたいというふうに僕は思いますが。

清水委員長

どうぞ。

井田課長

私の名前も出たので、この委員会と前の委員会の間で、出羽先生のところに伺って説明した内容を含めてご説明したいと思います。

1つは、パワーポイント集を開いてほしいのですけれども、会場の方は配ってないので、インターネットで上げているのですけれど

も、前の方に出したいと思います。ページ番号をちょっと確認しますので、済みません。

パワーポイントの54 - 5 - 2を出していただきたいと思います。

これでございます。これまでご説明してきたことは、ダムがなければ、ダムがないというのは、洪水調節をしない場合で目標流量が流れたら、どこの水位まで上がるかということでございます。それがこの点線だということです。数字の方、見づらいと思うんですけども、116.06という数字になっています。

ダムが、仮にダムという形で洪水調節した場合の水位が115.34という数字になっております。計画高水位はいくつになっているかということ、114.10ということで、今1,500m³/sが流れても余裕の高さを確保できるとか、そういう議論がなされているかと思うんですけども、まだ計画高水位を超えているということでございます。したがって、安全には流れないと、こういうことになるかと思えます。例えば、前回も示した54の6という、54の6番、次のを見ていただきたいと思えます。

次のは、計画高水位がこの実線で115.66となっております。それに対して、ダムがなければ、1,500m³/s流れれば、117.04ということですし、洪水調節を行えば、116.27ということで、まだ計画高水位を超えているということで、計画高水位以下にするという目標に対して余裕があるということではなっていないということを申したいと思えます。

それと、この委員会と前回の委員会の間で、200mピッチの各断面の、前回も配付しましたけれども、その堤防の高さを入れた

ものをこちらの資料集の方に入れております。このお手元の分厚い資料の26 - 1番からずっとつながっていて、相当、恐らく50枚ぐらいあるかと思うんですけども、この中を見ていただきますと、前回のものに堤防の築堤高を記載しているという形になっているのですけれども、例えば1,500 m³/s 流れたときにどのぐらいの水位になっているかという、堤防の高さから見ても、30 cm から40 cm ぐらいしかないというようなところが各所に見られております。

したがって、1,500 m³/s でも流せられるかということ、計画高水位を相当上回って築堤高に近づくということで、安全に流れるというような状態にはならないということをご説明したいと思っております。

例えばページの、比較的流下能力のないところでいきますと、これの26 - 65ページを見ていただきますと、26ページを開いていただきたいと思っております。KPで言うと、13.4ということになります。ここの築堤高というのが入っていると思うのですけれども、117.57 mと、こうなっていると思っております。目標流量1,500 m³/s が流れたときの計算水位ということですので、117.14ということで、計画高水位を1 m 50 cm 近く上回りまして、堤防の高さから約40 cm ぐらいのところを流れると、こういうことになっています。

ちょっと参考までに次のページを見ていただきたいと思っております。

KPで、例えば13.2、左側を見ていただきたいと思っておりますけれども、この断面を見ていただいても、1,500 m³/s のとき

に117.01mと、計画高水位約1.7m、5m以上上回ると。築堤高から見ても、40cm近くのところまで近づくというような形になっております。したがって、計画高水位を大幅に上回りまして築堤の高さに接近していると、こういうことになっております。このデータを先々週、出羽先生のところに提出したところでございます。

併せて、再度、出羽先生のところに伺って説明した資料をここに挟んでおりまして、27のシリーズを出羽先生のところに伺った際に持って参っております。これ新潟で平成16年、2年前に起きた、各所で破堤が起きて氾濫したというような状況で、新潟の方の洪水、死者も相当数出ていたように記憶しております。このとき、こうやって破堤しているのですけれども、計画高水位まで達しなくても、このときは破堤箇所が見られております。計画高水位を超えて破堤したところもでございます。したがって、その計画高水位を超えて流せばいいというのは、非常に危険な状態になるということが実例から見て分かると思いますし、堤防に頼るということに、この委員会でご議論あったと思うんですけれども、問題があるという形になってくるのかなと思っております。

以上、出羽先生のところに伺って説明させていただいております。

出羽委員

1点だけ、今の話で。事務局の方でちょっと僕の発言を勘違いしてとらえているのじゃないかと思しますので、1点だけ。

僕は、1.5mの余裕高というのは、計画高水位との関係じゃな

くて、 $1,500\text{ m}^3/\text{s}$ 流れたときの水位との余裕高が河川改修、それから無堤区間の堤防を造ると。それから、小堤区間は盛ると。各1つずつでね。それをやると、 $1,500\text{ m}^3/\text{s}$ 流れたときの水位から、ほぼ 1.5 m の余裕高、全川確保できるということを書いたんです。ただ、それは計画高水位を超えている分、たくさんあります。そのままではだめだということは分かります。ですから、それを計画高水位以下にするにはどうしたらいいかというので、4案を出したのです。そこを勘違いしないでください。4案とも計画高水位以下で流すという僕の家です。

井田課長

4案ということで、1つはダム案だったと思うんですよね。1つは、目標を下げるということですから、これはある意味では、浸水を想定される区域という、これだけの範囲に水がつくと。その額はこのくらいになりますという1つの指標を前回、前々回お示ししておきまして、それをある意味で許容するというか、目標とする流量を下げるということは、流域の安全度を下げることになると思いますので、それは前提条件はそもそも違うということになってくると思います。どこにターゲットを置くかということは、そもそも変えるということですから、というのが1つの案にあったと思います。

もう1つは、改修と遊水地を組み合わせで $1,500\text{ m}^3/\text{s}$ ぐらい流せるのではないかとということかと思うのですけれども、それについては、これのパワーポイント集の42番を見ていただきたい

と思います。

このケース2が以前説明したものでございますけれども、この河川整備計画の前提となる長期的な計画では、真勲別の河道に持たせる流量を1,400 m³/sという形で出しております。これに対して、遊水地を今の目標流量の前提を考えていくと、こういった遊水地が必要になってくるということを説明させていただいております。その時に44の、44をちょっと見ていただきたいのですが、当然、真勲別というか名寄川で流す流量が多いわけですから、44、流す、掘る量が相当量増えてくるということになります。掘る量が増えることに伴って事業費の方も割高という、比較的高くなっているということでございます。

44-1、これ最後にしますけれども、その時の川で流す流量を増やすということですから、川を多く掘るということで、44-1を見ていただきたいのですが、現在、河川改修というのは、川を流れているようなところを掘らないで、周辺しか掘らないと。水位より上のこの部分しか掘らないということで、例えばサケの産卵床があるようなところ、こういうところを守っていこうという計画にしておりますけれども、1,400 m³/s、仮に洪水調節を名寄川の方でしないとなると、100 m³/sしかないという形になると、相当量掘らなきゃいけないで、サケの産卵床なんかにも手をかけざるを得ないということで、河道というか、河川環境に与える負荷が大きいということで、ケース2の方は事業費の面、もしくは環境面からも優れていないのではないかという説明をさせていただいているところでございます。引き続きご議論をお願いします。

出羽委員

そういう中身の議論をしていいんですか。僕が言ったのは、その4案が成り立つかどうかということを確認していただきたいということと言ったんです。その中身の議論をするならしますけれども。

清水委員長

とりあえず、予定していた時間……、どうぞ。

黒木委員

中身に入るかどうかは別にしましても、今出羽委員が言われたのは、この意見案ですね。これの最初のマルポチの部分の一番最後、「一方、目標流量が高過ぎるのではないかという意見も一部にあった」と、この部分と、3つ目の「一方」以下の部分ですね。これはダムじゃなくて、遊水地がどうかという部分。もう1つは、1枚めくって2ページ目の2つのポチのこれもやはり、「一方、名寄川における」云々という、この部分を少し詳細に言っておられるというふうに私は理解をいたしました。そういう意味で、この中身の議論に今入っているのなら、私はそれはそれで結構ですが、今出羽委員おっしゃられた、この4案が成立するかどうかを確認してほしいということでしたが、これは1案を除いては成立しないということは、既にこの委員会で確認済みだと、私は思っております。しかも、先生は1,200とか1,500とかという数字をおっしゃっておりますが、基本方針は1,800です。1,800を何らの施設によ

って1,400にコントロールをすると、これが基本方針です。

したがって、整備計画の段階で、1,500を1,200にするとか、そういうことは、内数の中で、これだけを議論してはいけない。もちろんその議論が主体にはなりませんけれども、将来、手戻りなく安全にこういうことが実現できるということが保証されなければいけない。そういう意味では、1,800 m³/sが、じゃ流せるのかと。先生ご提案の、そのほかの2案から4案で流せるのかと。いったら、これは流せません。また、ダムによる自然破壊、あるいは自然に対する影響をおっしゃいましたけれども、じゃ遊水地というご提案もありますが、これが社会的に持つ非常に大きな悪影響、これについても議論してきたはずであります。

したがって、私はこの今ご提案の4案のうち、ダム案を除く他の3案は既に否決をされたというふうに理解をしておりますし、この意見案の中で、一方という形で相当程度取り上げていると、私はもうこれは書き過ぎじゃないか、こんなものは、私は反論しましたから、私の意見はじゃどこに入っているのかなというふうに思わないでもありませんけれども、最大限この委員会でいろいろ出てきたことを尊重して、こういうふうにお書きになっている。これは妥当なことだろうと思いますし、これを更にもっとどうこうせというなら、文案として議論をさせていただきたい、そういうふうに思います。先ほど逐条と申し上げたのは、そういう意味です。

清水委員長

ありがとうございました。

出羽委員

まとめるとすれば文案をちゃんと出しますけれども、もしくは委員長の方でまとめたものに対して修正は出しますけれども、黒木さんが、今ダム案以外は否決されたというのは、それは違うと思います。この委員会は、少数意見であろうが何であろうが、そういう意見を出した上で、それを提言としてまとめていくということが基本ですよ。確かにダム案の意見が多いというのは、そのとおりです。しかし、ほかの案が否決されたというのは、これはどういうことですか。

黒木委員

私は治水の専門家として一応この場に臨んでおります。その私の結論としては否決をしたという意味であります。

出羽委員

それは、黒木さんがほかの3案はとるべきじゃないという意見ですね、専門家としての。僕の言った4案のうち、最後の4案はケース2案です。その修正ということで出しています。これは開発局自体が成り立つという形で出した案です。そういう意味では、どれを採用するかしないかは、それは別問題です。そういう問題でないでしょう。それは撤回してほしいです。

黒木委員

第4案についても、じゃこの1,200m³/s ないし、ここで言う、これは第2案ですから1,400ですね。1,400をやるときは、この程度の遊水地でよろしいと。しかし、遊水地で1,800を1,400にコントロールするときは、どのくらい遊水地があるんですかという質問を私は以前にしております。そうしますと、ほとんど流域全部ですよ。流域の全部を遊水地にしなければできませんというお答えをいただいています。これでまだできるとおっしゃるんなら、私は治水なんてやる必要ないんじゃないかと思えます。

出羽委員

それは黒木さんのご意見ですね。ベースに基本計画があるのは確かです。それを無視してはできないです。ただし、例えば僕の主張した4案、それで1,500、目標流量をそのまま流せるとすれば、基本計画の計画高水流量は1,400ですよ、400落として。それを既にクリアしているんです、それ以上。ですから、その点も含めて基本計画の1,800ということをおっしゃるのであれば、それは今後検討すべきことです。今20年なり30年なりの目標流量に対する対策ですから、それをどうクリアするかと。

清水委員長

この件については、再度長澤副委員長と相談させていただきまして、文案等を提案させていただきます。

また、個々の文案等を個別にちょっと伺うかもしれませんけれど

も、ぜひご協力をお願いします。

前川委員

今、否決されたと言いましたけれども、それはないんですね。

清水委員長

否決・可決は、この委員会では、それぞれの立場では否決というのはあると思いますけれども、否決・可決はしておりませんので。逐条でおっしゃっていただきましたけれども、治水の問題、それから、そろそろ環境の方も含めて意見を伺っていきたいと思いますが、蝦名委員の方で、今回いろいろたくさん貴重な意見を伺っているんですけれども、環境問題と漁業問題について、何かコメントございませうれば、ぜひお願いしたいというふうに思うんですが。

蝦名委員

環境問題ということなものですから、まず、1ページのポツの段落、サンルダムに関してはというところは、治水・利水になるのか、環境の方になるのかという感じがしていたんですけれども。多岐にわたって、随分漁業団体と十分説明・協議するというところで書いていただいておりますので、まとめとすれば、非常に感謝を申し上げるところでございますけれども、2ページ目の下からポツの2つ目なんですけれども、この件については、前回前川委員から、サクラマスの降下の事例が3案、開発さんからお示しになった時点で、きちんとこれについては試験をした結果で、どれがいいのかというの

を示すべきでないかという意見があったかと思います。

この件にも触れておりまして、4行目なのですが、サンルダムでは遡上のための魚道を整備し、降下対策を図り、その対策の効果を確認しながらということを書かれていますけれども、随分議論を進めていくうちでございますけれども、基本的には、先ほど言いましたとおり、河川内の工作物というのは、非常に魚類にも環境にもよくないという部分では、私ども当初から言っております、この部分については、考え方についてですけれども、ちょっと納得できない部分がございます。

少なからずしも、環境を壊すということがあってはならないということで、先ほど申し上げたとおり、治水・利水については、先ほどから議論になっている流量についてはちょっと分かりませんが、流域住民という部分の感情問題については、私ども理解を一応しているということでは判断をしておりますけれども、魚道の整備、それから降下対策、その効果を見て判断するというのではなくて、先ほども申し上げましたとおり、現状の河川環境を変えることなく、あるいは最重要視されるサクラマスの遡上と降下に負荷のかからない、あるいは現状の遡上条件、あるいは降下条件を変えないでモニタリングをすべきではないかということをお願いしたいと思いますので、次回になるか今回になるか、この辺の文言を、もしできれば委員長の方で変更等もしてもらえればと、このように考えております。

前川委員

ほとんど同じ意見なんです、一つ意見が出たので、続けて話したいと思います。

何回も言っていますように、サクラマスは全道的に減少してきて、この減少というのは、多分、これは多分としか言いようがありませんけれども、天塩川と石狩川の減少が大変きいているだろうというのは、もう既に先回も言ってきました。どの資料を見ても、あるいは専門家の話を聞いても、一つは、サニル川が天塩川だけでなく、全道的に大変高密度に生息している場所で、これは多分そのことを考えますと、日本海の資源を考える場合には、サニル川の位置というのは、大変大きいものだろうというように思います。

一つは、今まで言っていなかったんですが、ロシアではサクラマスは絶滅保護種になっていまして、一切捕獲が禁止されています。天塩川にしる、北海道はどこでもそうですけれども、そういうことにはさせたくないというのが最も大きな動機として、サクラマスを保護しなきゃならんという動機としてありますけれども、もう一つは、これは日本では水産業として大変重要魚種でして、いわゆる高価なものなんです。だから、どうしても減らすということはまずいというのが意見です。

そこで、今、計画されているダムについて、これも既に言いましたけれども、文言のところにちょっと入りますが、何回も言っているように、実験が可能です。だから、ぜひ実験をやってから、本当に遡上、あるいは降下が有効なのかということをはっきりと明らかにした上でダム建設に入るべきだというのが意見です。そういうふうに文言を変えてほしいというのがあります。この文面ですと、ダムをつくり

ながらの降下を検討するというように見えます。それはダムの方用の大きさから考えると、これは今どきまずい。やっぱりちゃんと検討した上でというように思います。

それから、カワシンジュガイについても、これは一つ提案がありますが、サンル川でダムができた場合、どういう影響があるのかという、そういう調査をきちっとしてほしい。この委員会がどうなるかわかりませんが、できればそれを委員会でもう一度検討するというように、これは提案したいと思います。だから、カワシンジュガイがどういうふうに影響を受けて、それに対する対策はどうとられるのかというようなことを、文言にぜひ入れてほしい。

それから、そのことを検討する委員会が必要であろうというように思います。そうしないと、対環境省との関係でもまずいと思います。

結論から言いますと、この流域委員会というのは、新しい河川法ができたためにこの委員会ができたんです。その河川法の精神というのは、治水と利水と環境を平等に議論しなさいという、これが精神です。ですから、ひょっとして、大変重要な環境の改変があるような場合には、別の方法も考えなさいということだと僕は理解しています。それで、多くの人たちがこういう意見を言います。サンル川にも天塩川にも、サクラマスもカワシンジュガイもいっぱいいるというんです。だから何となく言外に、どうもサンル川ぐらいがいいんじゃないかというように聞こえるんですが、そうじゃない。そのぐらい天塩川はいいところなんです。特にサンル川はいいところなんです。ちょっと話を大きくすると、ひょっとして、世界遺産に

登録してもいいかもしれない、そのぐらいのところですよ。

ですから、結論から言うと、ここに大変この生息を危惧されるサンルダムを造ることに反対です。造らない方がいいというように思います。そうしたらどうするのかというのは、優秀な河川工学者がいっぱいいるので、知恵を絞って、この治水をどうするのかというのを、河川工学者はもっと考えるべきだというのが僕の意見です。これは意見なので、文言とは関係なくなるかもしれませんが、そういう趣旨を踏まえた文言にぜひしてほしいというように思います。

橋委員

今のお話にも出てきましたし、自分の気持ちを言わせていただきますと、例えばヤマメについても、蝦名さんの方で、余りそういう過去の資料はないとおっしゃっていました。だけれどもたくさんいただろうと、昔はどこにでも。田苅子さんのお話でも、周りの町の中にはたくさんいたと。

私は前川先生とちょっと視点が違うのは、貴重種、その場を追いかけるというのではなくて、過去、そういうものが生存したところに、なるべく自然環境を戻そうと。それがこれからの一つの河川整備のあり方だろうと、こう思うんです。それはそういうことで、おっしゃったように、サンルダムを僕はどちらかというと賛成の方。なぜかということ、地域の人々の立場。ただ、今まで少なくなったのは、もう一つとして、そういう地域環境からサクラマス、あるいはカワシンジュガイが非常に少なくなったと。それを何とか戻すというような形で文章を直していただきたいと思うんです。例えば3ページ

目のポツの一番最初になると思いますが、流路の変動が豊かな河川環境を形成するためと。流路の変動ばかりではなくて、ここだけ除いて、豊かな河川環境を形成するために、流路の河道内における変動を許容する、まだいろいろあると思うんです。そういう、これをもう少し増やしていただいて、そして豊かな水辺環境を、例えば流域全体とか、都市域内でも、これは前から僕は言ってきたと思うんですけれども、そういう形に広く考えられるように造っていただきたいと、2番目の。そういうことです。

それと、ちょっと蒸し返すような意見なんですが、流量というのは、いろいろテレビなんかを見ても、これから異常気象でどうなるか分からないという要素もあります。それで、出羽先生にお聞きしたいんですが、経済性だけで、一番最初の文章には、一方、目標流量が高過ぎるのではないかという意見も一部にあったと。これは入れておいていいんですか。僕は外した方がいいと思うんです。それは経済性だけの話でしょう。どういうふうになるか。異常気象とか、皆さんの安全性ということとを考えたときに、一部の意見というのはならないんじゃないかと思うんです。先生のご意見はよく分かりますけれども。

出羽委員

今の趣旨、ちょっともう一つ分からなかったんだけど、外した方がいいというのは、経済性だけの問題というのは。

橘委員

今おっしゃった、いろんな考え方というのはあります。それは環境も入っている。だけれども、住んでいる人々の安全性ということを考えたら、そこを重点的に、どういう流量になるか分からないという前提にしておいた方がいいんじゃないかと思うんです。

前川委員

多分、これだけを書くからそういうふうに見えるんだと思います。だから、もう少し具体的にすると浮かないと思いますが。

清水委員長

もう少し具体的に考えてみます。

梅津委員

今いろいろな意見を聞いて感じたことなんですけれども、この意見の冒頭、近年、全国においてということで始まっておりますが、先ほどから濁水の経過があったのかどうかとか、いろんな話がありましたし、川に作工物はやめてほしいということもありました。作工物そのものは、農業にとっては欠くべからざるものでありまして、本川に今5箇所あると思いますが、これに対しては、今いろいろなことで改善策を講じております。そのことでもありますし、また、濁水の関係について、私も何回か申し上げた経過があるんですけれども、昨年の例をとりますと、岩尾内ダムで流水が一時的にゼロになったというようなことがありました。そのときに、ダムというものはどういう効果を発揮したかということは、これは口で申し上げる

までもなく、皆さんお分かりだと思いますけれども、平均流量1日3 m³ / sのところからダムから放流したのが30 m³ / sという、そういう効果で農業というものが守られたという経過がございます。

更にまた、ダムがあることによって、川そのものの流量というものをコントロールできるということ、このことを申し上げながら、サンルダムに私も賛成している一人でございますけれども、先ほど異常気象の話も出ました。それで、治水、利水、環境、これを基本としながら、そして100分の1という形での計画を今立てようとしているところだと思うんですが、その中に、気象という文言をぜひ取り入れていただきたい。将来に向けて、気象というものは、非常に我々直接生活に関わってくる状況が必ず出てくるだろうと思えますので、そのことを原案の中に盛り込んでいただきたいというのが私の意見です。

岡村委員

先ほど橘委員のおっしゃったこと、私も賛成で、ダムを造るということは、環境にとって、いろいろ議論出ていますけれども、いろいろ打撃を与える。これは私も一番心配なというか、ダムをどんどん造ってほしいと私も思っておりません。でも、議論の中で、河川工学の専門家が、どうしてもダム案が一番合理的だとおっしゃるのであれば、ダムに頼らざるを得ない。そうすると、ダムを造ることによって、環境に対するいろんな打撃を、いかに環境悪化を緩和していくか。それは世界中で環境と治水の折り合いをつけるときに、ミチゲーションという、環境をいかに緩和していくかという考え方

が出ているわけですし、その考え方に基づいて、天塩川の流域のいろんなところで自然再生を取り込んでいくと。そういうことが天塩川全体の環境を、プラスになるとまでは言いませんけれども、マイナス面を抑えていくということになるので、是非そういうことを盛り込んでいただきたいということです。

もう1点、ちょっと文言の話になってしまうんですけども、3ページの、先ほど橋委員もおっしゃっていた最初のポツで、流路の変動が豊かな河川環境を形成するためというところで、その次に、災害を起こさない程度に、流路の河道内における変動と。流路と河道内との使い分けが、ちょっとこれを見ると分かりにくいので、この辺は、流路というのは広くとらえておられるのか、その辺、整理された考え方をお聞きしたいと思うんです。

長澤副委員長

ただいまの確認事項ですけれども、私、資料を今持っているんですが、過去の第9回の岡村委員のご発言の中に、瀬や淵、そういったものを河川自らの力で作り上げていく、そういう河川形成作用というんでしょうか、そういうことを実現できるようなことが必要だと、こういう趣旨のご発言がございます。そのことだと思えますけれども。

岡村委員

中身は私も入れてほしいんですけども、日本語として、流路の河道内におけるというのが、河道内と流路の関係がちょっと分かり

づらいので、整理していただくか、日本語的に、流路というのはどこを指していて、河道内というのは何を指しているのか、この関係性がこの文章では分かりにくい。

出羽委員

岡村先生が言われたのは、河道内だけの流路じゃなくて、例えば蛇行を取り戻すとか、旧川で言う。そういうことも含むかどうかという意味ですか。

岡村委員

そこまで広げてはいないんですけども、単純に日本語として、流路というのは何を指しているのか、どこの部分をですね。

清水委員長

もともと岡村先生の意見に基づいて今回出していただいたんですけども。

岡村委員

それはそうなんですけれども、私もさっきこういう表現したかなと見たら、こうは表現していなくて、まとめられる過程でこういう表現になったので、ちょっと表現的にどうかな。河川工学上はどうなんですか。

橘委員

水の流れている……、河川全体……。

黒木委員

今、橘委員言われたように、流路というのは、低水路でしょうね。それから河道内というのは、堤防と堤防の間の安全性を阻害しない範囲というようなことです。もうちょっと文言整理できるんじゃないかと思います。

続いてよろしゅうございますか。

3つほど環境の方で確認をさせていただきたいんですが、まず、2ページの下から2つ目のポツの最後の方にあります、必要な対策を講ずることができる体制を整備してとあります。これはいわゆるマネジメントのことを念頭に置いておられますが、現在のいわゆる会計制度のもとでは、なかなか実行が難しいというのが私の認識であります。この辺が、この文言は当然としても、実効性がどの程度担保できるか、この辺は役所の考え方を伺いたい。

そのほか、あと2つほどございまして、3ページ目の、ポツでは2つ目になりましょうか。河畔林の河道内樹木の適切な管理を図っていくという文言がございます。これはこれで結構なんです、これはあくまでも流出した、いわゆる流木に対する管理、あるいは枯れた木というような表現になっておりますが、ここは河道内に樹木が繁茂し過ぎますと、河道計画上也非常に支障になるという文言が当然入っていたから出てこなかったのかもしれませんが、改めてもう一度確認をしていただいて、適切な管理というのは、そういうものも含まれるということを確認していただけたらと思います。

それから、その2つ下でございます。水質のことが書いてあって、改善に取り組むべきであるとして書いてございます。趣旨としては私はこれはよく分かりますが、現在の法の体系の中で、各企業は恐らく上乘せ基準を含めて頑張っているはずであります。それを承知の上で更に改善に取り組むということは、一体どういうことを意味するのか、少し議論があってもいいのかなというような気がいたします。

以上、3点でございます。

清水委員長

まず、最初の実効性の確保を、役所の意見を伺いましょうか。

井田課長

今ここには関係機関等が協議する体制を整備ということでご意見を意見案という形で出ておきまして、これを委員会としての案の方に反映させていただければ、私たちとしてもそれを受けとめて、整備計画に反映させて、そしてそういう体制を整備することを検討していきたいと、実行に移していきたいと、このように考えております。

清水委員長

2点目は樹木の管理、これはもう少し議論が必要だということでしたか。

黒木委員

樹木管理については、むしろ流木化を防ぐということももちろんですけれども、それ以前に疎通障害になるということも、もっと認識すべきではないだろうかということです。

それと、今の事務局のご回答、ちょっとピントが、私の観点からずれているかなと思いました。例えば2ページの2つ目のポツは、サンルダムをまず造ることが前提で、そこに魚道を造る。これは遡上用であったり、降下対策であったりするわけですが、いろいろお考えになって、あるいは経過の中で実験的なこともおやりになるということが前にお示しいただきましたが、例えば魚道の遡上がうまくいかなかった、あるいは入り口が見つけれなかったというときは、多少なりとも手直しをしなければいけないわけです。構造物に手をかける、これがなかなか今の制度の中では難しいのではないだろうか、そういうこともやっていただけますねと、そういう確認だったわけですが、それは大丈夫ですね。

井田課長

前回の委員会であれしたんですけれども、ちょっとパワーポイントは時間がかかるので割愛させていただきますけれども、既に今年度から関係機関と協議しながら取り組みを進めているところであります。下土別頭首工については、関係者と協議しながら、実際に今年度中に魚道をつけようという動きになっております。

黒木委員

他機関が作ったものと協議してやる、これは流域対策でしょう。そうじゃなくて、まさにサンルダムでの遡上・降下対策に不具合があったときに、構造物にいろいろ手をかけなければならんこともあるでしょうと。

宮藤所長

前回説明させていただきました、サンルダム所長の宮藤と申しますけれども、ちょっとパワーポイントは割愛させていただきますが、前回ご説明しましたとおり、サンル川のサクラマスのような遡上数だとか、あるいは生息密度だとか産卵床の数、そういったものを指標にしながら、我々としてはダムを造っても、できるだけサクラマスに影響を与えないようにしていきたいというふうに思っております。そのような中で、今、我々としてはそれが大きな目標になっておりますので、そういった施設はきちり不具合があれば改善をして、安全にサクラマスを減らさないという目標で進めていきたいというふうに思っております。

蝦名委員

先ほど私の発言したところだったものですから。基本的には、先ほど言ったとおり、ダムを造る造らない、この辺、これからどういう動きになるか分かりませんが、先ほどこの文言の修正をお願いしたいということでは、河川環境を変えない、サクラマスの遡上・降下に負荷をかけないというのを前提にして、これを盛り込んでもらいたいというお願いでございます。したがって、例えば事

務局の方から、より改善という話ではなくて、そこに至るまでには試験というものを十分して、最良の方法を選択した中で取り組んでもらうという考え方で、先ほどは発言をさせていただきました。

清水委員長

水質の改善に取り組むべきであるということで、上乘せ基準などをしているのに、更に。

橘委員

これについては、現行の環境基準は満足しているといっても、泡の発生とか、それから基準点に至るまでのところについては、環境基準というか、その水質に当てはまらないんです。ですから、例えば下水処理場とごみ処分場、そこから出てくる排水の濃度が違うんです、規制値が。そういうことで、要するに基準点が、今A類型とかにしても非常に差があると。もっときれいなものが欲しいということであれば、それを道庁などに言って上乘せ基準をかけてもらおうと。北海道は上乘せ基準に対して非常にルーズなところなんです。何もしないところであります。それはいろんな産業の調和ということがあるんでしょうけれども。そういうことで、実際見られて気持ち悪いというのと、基準はなかなか対応しないと思います。これは必要かと思うんです。基準内でもいろんな問題があると。

長澤副委員長

ですから、そういった趣旨を踏まえて、この3ページの上から4

つ目のところに、更に厳しい環境基準をというふうな文言があるわけです。このことは、13回の蝦名委員からのご発言を受けて表現しておりますし、泡の問題についても、これは酒向委員から出ているんですけども、泡という言葉はここに出ていませんが、そういったことを過去の議事、ご発言、こういったことを踏まえてこういう表現にしているんです。ですから、それはそれで、

橘委員

いい環境基準というのはいないんですね、一般的に。

長澤副委員長

上乘せはできないですね。

橘委員

上乘せも基準点が決まっている以上、ないと思うんです。要するに汚いところがある、下にこういう希望にしてくれというところがあると。だから、排水口が出ているあたりの対応というのはできないわけでしょう。

長澤副委員長

線的な問題はそうかもしれませんが、基準点の3ppmを2とか、そういうようにきつくするということはあり得るんですね。

橘委員

あり得る。私が言いたいのは、蝦名さんにまたひっかかるような言い方しますが、サクラマスとかカワシンジュガイ、これはいいと思うんです。だけれども、ウグイと言われると、漁業の方は全然関心ないですね。そういう具合に、一般の通常の魚類、生態系というものもぜひ入れていただきたいということで、先ほどからよく出ている、3ページ目の一番最初、流路の変動が豊かな河川、生態、あるいは景観、環境を形成するとか、もう少し多様な環境を認めるような格好に変えていただきたいと思うんです。

清水委員長

今カワシンジュガイの話が出ましたけれども、事務局の方で何か説明しますか。

井田課長

本当に簡単に説明させていただきます。

前回、カワシンジュガイの調査ということで、今回、横版の資料2ということで準備させていただいているんですけれども、若干追加したので、ちょっと駆け足になりますけれども、簡単にご紹介したいと思います。

今調査を進めているところでして、96-3は、前回同様にいるんなところにいるという状況でございます。

96-5も、前回見ていただいたもので、天塩川の本川において、カワシンジュガイの群生が見られていまして、再生産が行われているという状況であります。

今現在の状況ですけれども、96-6ということで、オレンジのところが踏査したところとして、赤のところが生息が確認されているところがございます。赤い点々々ということで囲っているところです。下流のサロベツ川、下エベコロベツ川から本川、支川、各所にいるということが確認されております。特に下エベコロベツ川だとか、ポインターがあればなんですけれども、ここだとかこういった川、あと本川のこういったところ、そちら側の本川のこういったところに大群生が見られておりまして、その状況が写真になっております。見ていただくと、折り重なるようになっていまして、小さいものから大きいものがありまして、比較的規模の大きい河川でこういった状況が確認されておりまして、大きいものから小さいものがございますので、再生産されているという状況が確認されております。

最後ですけれども、96-4、これは前回お示ししたものを、若干文言を整理しておりますけれども、天塩川流域、サンル川流域におけるカワシンジュガイ生息状況に関して今後とも調査を進めて、湛水区域内に生息するカワシンジュガイについては、移植等の適切な対策を実施したいということと、また、湛水区域外のカワシンジュガイについても、サンルダムの建設に当たっては、サクラマスの遡上・降下対策とあわせて、ダム上流のサクラマスの生息環境を保全することによって、カワシンジュガイも生息環境の保全を図ってまいりたいということと、最後に、天塩川流域においても、魚類の移動の確保を行い、サクラマスの生息域及びカワシンジュガイの保全に努めてまいりたいということとを、簡単にですが、報告させてい

ただきます。

橘委員

どうもありがとうございました。

思うのは、そういうのを貴重種にしてほしくないんです。そういう体制をとっていただきたい、河川環境にですね。それで先ほどの生息環境に河川の生態、あるいはもう一つ大切なのは景観というような具体的な、それが分かるような言葉も入れていただきたいというのが私の言いたいことなんです。だから、ウグイも長野県ではちゃんとそれなりに食べているわけです。だからウグイが貴重種になる可能性も、ひょっとしたらあるかもしれない。

前川委員

一部エゾウグイは、大変危ないところに来ています。

今の話にちょっと関連して、カワシンジュガイにしるウグイにしる、適当ないい方法を見つけろというんですけれども、思いつかないんですけれども。そのときは、例えばダムができた場合に、カワシンジュガイがダムによって分断してしまう。でも、それが一番大きいと思うのですが。もう一つは、下流で産まれた卵というか稚魚が、今度は上の方に行って上の方に分散をする。それからサクラマス用に作った魚道がウグイまでもちゃんと有効だというのは、今まで聞いたことないんですけれども、その方法というのは、開発局はもう既にお持ちなんですか。

井田課長

魚道の設計というか、構造に関してですけれども、サクラマスをはじめ、底生魚等にも機能するような魚道を、専門家の意見を伺いながら検討をして設置してまいりたいと思っております。

清水委員長

ありがとうございました。

4時間ぶっ通しというのもあれなので、ここで15分ぐらい休憩をとりたいと思います。1時5分ぐらいからまた始めたいと思います。

よろしく願いいたします。

(休憩)

清水委員長

それでは引き続きご議論をいただきたいと思います。

4ページ、5ページの原案の記述や表現などに関する部分も含めて意見を頂戴していきたいと思います。

出羽委員

2ページから3ページ目のサクラマスに関してなんですが、頭首工は魚道をつけるなりして改善していくという案が、比較的具体的に出されてはいるんですが、前から僕も言ったし、前川さんももちろん最初から言っていたんですが、一つは、岩尾内ダムに魚道をつ

けるということを将来考えるべきだと。それはそのまま恐らくこれには入らないのだろうと思うのです。

それと、もう一つは支川です。砂防ダムその他いっぱいありまして、それがもう一つ大きな問題で、その改善です。これも行政としての違う場面ですから、開発局が直接は物が言えないといいますが、手にはかけられないという、それは分かります。ただし、それは基本的に天塩川のサクラマス資源をどうしていくかというときに大事な問題ですから、例えば表現として、将来、全川にわたってサクラマスが自然再生できると、そういう方策を探っていくとか、それから、特に支川に関しては、ほかの関係機関と協議しながら改善に努めるとか、そういう表現を入れてほしいということが1点です。

それから、治水に関して、先ほど僕は4案出しましたが、それは具体的にきちっと入れていただきたい。

それから、目標流量、先ほどのでやっと分かったのですが、目標流量が高過ぎるのではないかという意見も、これだけ入ると、確かにこれは何だということになりかねないので、もっと具体的に書いていただきたい。

それから、全体としては、前川さんも言われましたけれども、ダムを建設するという、何となくそういう論調といいますが、それをベースにして表現されている部分が2点ほどあるのだろうと思うのです。ですから、1ページ目の上からポツが3つ目の一番下、サンルダムに関してはというところと、それから2ページ目の下から2つ目のポツ、サクラマスのところと。そこでも、このためサンルダムではという、遡上のためのという表現があるんですが、それは

サドルダムを建設する場合はとか、そういう表現に直していただきたいというのがもう1点です。

もう一つは、また1ページ目に戻りますけれども、一番下の遊水地に関してなんですが、名寄川流域に設置した場合は、農地の多くが洪水時に冠水し、地域に与える社会的影響が大きい上にとというのがあります。これは確かに開発局が出された3案のうち、3番目はそのとおりで、これは何度も言いますけれども、僕もそれはだめだという言い方して、それに対して、もっと農地にかぶらない形での遊水地案ができるはずだと。そして、これは市民団体からも、そういう具体的な案も出ております。ですから、これだけだと、遊水地はとにかく農地をつぶしてしまっていて、非常に影響が大きいと。あの3案は確かにそうですけれども、そうではない場合もありますので、その辺の表現はもう少し直していただきたい。ちょっと今具体的にどう直したらいいかというのはすぐ思いつかないんですけれども、その点を入れていただきたいということです。

蝦名委員

今、出羽委員から、砂防ダムあるいは魚道について、ちょっと流域の連続性といいますか、この辺の話については全く同感でございます。事務局の方からも、そのような取り組みでこれから展開していくということでの話は我々も伺っていますけれども、文言としてきちんとした形で整備計画の原案の中に盛り込んでほしい。全道的に見ましても天塩川流域だけでなく、道内各河川上流域では、この問題が我々の中でも非常に大きく叫ばれております。かつかな

りのボリュームがあるということで、これは開発側だけでなく、河川に関係する事業所等々に全てつながる問題でありまして、ぜひともこの流域委員会でその文言をきちんと明記してもらいたいというお願いでございます。

岡村委員

今の点に関しては、2ページが一番下のポツのところに明確に書いてあると認識しているんですけども、ここはサンル川だけの話ではなくて、関係機関等が協議する体制を整備して、流域全体のサクラマスが継続的に再生産するような云々と書いてあります。ここで書いてあると私は認識しておりました。

それと、あと何点かお願いしたいんですけども、4ページですけれども、過去にチョウザメが生息していたことを記述すべき。単なるチョウザメという種はいなくて、チョウザメの仲間にはいろんな種があって、そして天塩川でも交配種のチョウザメを養殖なんかをしているわけで、それと混乱しないように、在来種のチョウザメという、在来種というのをきちっと入れていただいた方が混乱を招かないというふうに思います。

それから、5ページの15番なんですけれども、現在の天塩川の下流域の汽水域の河川環境は、過去の様々な云々という、環境を悪化しているのが実態であることからと書いてありますけれども、これは下流域の汽水域に限らず、昔のチョウザメがいたころと比べると、流域全体の河川環境は悪化しているので、ここだけ15番で下流域の汽水域と明記しますと、中流、上流はそれほどでもないとい

うふうに誤解を生むので、ここだけに河川環境の悪化を限定するような表現は、ちょっと差し控えた方がいいのではないかと。あるいは入れるとすれば、中流域、上流域も河川環境は悪化しているという文言を入れておかないと、全体としてのバランスがまずいかなというふうに思います。

最後ですけれども、4ページの の稲作の北限で生活や河川の水量が変わることを記述すべき。これちょっと文章が短過ぎて、初めて見る人は理解しがたいので、もう少し中身が分かるような表現にした方がいいかと思います。

肥田委員

4ページの に関わるのかと思うんですけれども、本当にささやかなことなんですけれども、天塩川自体が北海道遺産という指定を受けているんです。北海道遺産としての天塩川という部分での記述では、この原案の中には1箇所北海道遺産というのが出てはいるんですが、もうちょっとちりばめていただきたいかなと。北海道遺産という部分では、ここに住む者としては、余り広まっていないという部分もありますし、そこの文言をちょっと入れていただきたいというのが第1点と、それと3ページのポツの2番目になるかと思うのですが、先ほど橋委員がちょっと触れられたのかなと思うんですが、以前、私も意見として出した、いわゆる昔の姿への復元という部分、昔の川の姿への復元というところが、もし可能であれば、文言として入れていただければと思います。

それと、以前にこれも言ったんですけれども、できれば絵で見る

整備計画というか、そういうものがあればいいなというのは、前に希望として出していたので、そののところがちょっと検討していただければというふうに考えております。

以上です。

出羽委員

もう一つは、外来種の問題なんです。外来種といってもいろいろあって、全てがということにはなかなかならず、特に植物なんかは大変ですから、一筋縄でいかないんですけども、例えば川の中でウチダザリガニが天塩川水系でも何箇所か見つかっています。旭川でも江丹別川というのがごろごろになってしまったんですが、これが広がりますと、相当難しいことになってしまう。できるだけ早く手を打つ必要がある。だからウチダザリガニという名称を入れてもいいと思いますけれども、そういう外来種対策を何らかの形で文言の中に入れた方がいいのではないかというふうに思います。

黒木委員

4 ページ、5 ページ両面になりますが、それ以外のところも、この整備計画（原案）の方に既に相当書き込まれているけれども、ここで更にご指摘いただいているということもあるようです。もう少し重複といいましょうか、既に書き込まれていることとの、重複を許すのか、意見は意見だからいいのだということにするのか、その辺立場をはっきりしていただいて、見直しをもし必要ならしていただきたいというのが第1点です。

特にこれは直接関わるかなと思いますので申し上げますけれども、例えば12番、サロベツ川について関係機関と連携して施策を進めるべきことを記述すると。この整備計画原案というのは、国の旨を縛る公文書でありますから、そこにサロベツ川を書き込むのが適当かどうか。といいますのは、この河川整備計画の対象区間というのは、明確に規定されております。その中にサロベツ川は入っておりません。これはあくまでも道庁さんの管理河川であるということだろうと思います。そういうところまで本当に記述するのが適当かどうか。その辺は考えていただいた方がよろしいかと思います。

それから、15番、全体の趣旨は私は賛成であります。文言として、例えばシジミ再生産のための旧川の再開発という文言は、いささか疑問を持ちます。過去にシジミがいた。そこが現在いろいろな意味で環境悪化してシジミがいなくなってしまった。そこをまた元に戻そうという、そういう意味だと私は理解したいんですが、この日本語ですと、必ずしもそういうふうに読み切れないということもありますので、これは文章上の問題だけで、趣旨は私は賛成です。この辺をご検討いただけたらと思います。

清水委員長

サロベツ川については、橋委員から何回か意見あったと思うんですが。

橋委員

今、黒木さんおっしゃったので終わってしまうのかなとも思っ

しまったんですけれども、最終的に水が天塩川に入って、若干シジミとかそういうものに影響するということで、4ページの6番の文章を少し安全面ばかりでなく、治水ばかりでなくて、治水と環境を含めて書き直していただきたいと思うのは、農業施設管理者、それから森林管理者、これは関係省庁、それから北海道、あるいは自治体等の関係機関と連携して、流域の安全度の向上及び環境の保全に努める、そのようなことを盛り込むべきだというような言葉で全体を入れていただきたいと思うんです。よろしいでしょうか。

清水委員長

はい。シジミの再生産のための旧川の再開発については、表現をちょっと考えさせていただきたいと思いますが、何か関連してございますか。

蝦名委員

我々考えているところは、黒木先生ご承知いただいているということで、文言の整理は、もし決まれば協議してもらえれば、その辺で結構です。

酒向委員

先ほど で農業ということで出たので、ちょっとその関連なんですけど、今回使用权の設定予定者には、農業が入っていないという話だったと思うんですが、しかしながら、既得権はあるというような意見も出たと思うんですが、その辺をどこかに明記していただきたい

いと。今、河川法の第2章の第7条の中で、使用権の設定で費用が伴ってくるというのが、新規にやる場合、出てくるんですが、既得権で既に河川の水を使っていると。また、湧水等で減った場合、そこに費用を伴わないで、その部分を担保できるような農業者の水の既得権の部分をどこかに明記してほしいと思います。

長澤副委員長

今の指摘の件については、私、それから梅津委員から発言があったことなんですけれども、要は治水安全度を上げるために農地、特に水田ですけれども、あるいは農業用の水利施設等がいろいろ貢献をしていると、そういうハード面だけではなくて、それを管理することも含めてですね。そういうことがあるので、このことをこのでは言っているんです。そういう含みです。

岡村委員

全体の構成のことなんですけれども、前半で丸ポツでいろんな意見が書いてありまして、後半で、 という形で文章をこういうふうに充実させるべきと。この関係なんですけれども、このまま理解しますと、 、 と、こういうところだけが直されて、前半のいろんな意見というのはどう反映されるのか、原案に。その辺がよく見えないんですけれども、その辺、まとめられたお2人の意見をお伺いしたいんですけれども。

清水委員長

一応意見をまとめたという、そこまでです、今の段階は。先ほどおっしゃったように、実効性をどうするかとか、このほかどう反映されるかを見極める必要があるとかという、そこまではまだ考えていません。

岡村委員

そういう意味ではなくて、前半で丸ポツでいろんな意見をまとめられていますね。4ページ、5ページになると、それが 、 、 となって、こういう記述を……。

清水委員長

どちらかという、後半の方は本文の方の記述をちょっと修正した方がいいのではないかというような意見で、前半の方は、大きな意見という……。

岡村委員

前半の方が原案にどう反映するのかというのが、ちょっと私も、反映させて行くときに、 、 、 の方はこういうふうに直せというので、非常に具体的で分かりやすいんですけども、前半の方が……。

清水委員長

例えばこっちの前半の方も原案のこの部分をこういうふうに直せという表現にした方がいいというご意見ですか。

岡村委員

意見というか、まとめられたお2人のまず意見を伺いたいなど。もし反映させるときに、うまくスムーズにできるような形にするにはどうしたらいいか、私も考えたいと思うんです。

長澤副委員長

ちょっと難しいご質問だと思うんですけども、今、委員長の方からお話ありましたように、前半の部分は、あくまで原案について議論してきた、その意見を総括的に表現したもの、こういうやりとりがありましたと、こういう意見がございましたということを書いています。4ページ、5ページは、これは原案に対する注文のようなとらえ方をしております。だから、まだ不足しているんじゃないですかと、そういうことをここで一つ一つ指摘はしていると。そういうことのもりでしたけれども。

清水委員長

意見は意見です。それ以上のものではないと思うんです。

岡村委員

そうすると、前半の部分は、原案を修正するとき、開発局の方々が読み取って、この部分についても原案に反映させていくというふうに考えてよろしいということなんですか。

出羽委員

それは当然反映されなければ、何をやっているか分からないわけで、だから、その反映される筋道を聞いたわけですね。だから、本来でいえば、これを尊重して、原案ですから、それを作るわけですね、局の方で。それを本来であれば委員会に提示されて、それを目を通す必要があるだろうと思うんです、どう反映されているかというのは。それをどこまでやりとりするかは別にして。それが本来だと思うんですが。それは是非必要だと思います。

黒木委員

いろいろだろうと思います。私が関連して幾つか見ましても、原案に対する修正を委員会で提案をし、それがどう直ったかを、委員会で報告を受けた例ももちろんあります。ないわけではありませんが、どちらかというところ、少数です。むしろ委員長預かりで文言の修正をいたします。後で委員には修正したものを送付いたしますという形です承いただいている場合もたくさんございました。したがって、これはここでどうするかは、委員長と事務局がご相談になればいいことで、ここで絶対にここで報告を受けなければならんということのものではないと思っております。

清水委員長

もともとこの委員会の委託を受けたときの内容は、河川整備計画に対する意見をということで、意見を十分に出していただければ、趣旨はいいと思うんですが。

出羽委員

各地の流域委員会でどういうやり方をしているかというのはいろいろあるという話がありましたけれども、本来は一度見る必要があるだろうというふうには思います。もしそれができないのであれば、こういう意見があったというだけではなくて、もう少し慎重に反映させるような文言のあり方といたしますか、後ろの から、それだけじゃなくて、こういう意見があったと、そういう部分でいい場合もありますし、もう少し反映させやすいような、そういう文言を慎重に考える必要があるだろうと思うんです。

清水委員長

具体的に言っていたら。

出羽委員

そこまで言えないんですけれども、ですから、これ自体が今いろんな意見出まして、委員長、副委員長の方でそれを再度取り組む形で修正されるだろうと思うんです。少なくとも、だからもう一回は修正されたものを見て検討するということが必要になると思うんですが、そのときに、今言ったようなことを慎重に反映させていただければと思います。

黒木委員

先ほどの意見との重複になるかもしれないんですけれども、ちょ

っと例として議論をしていただければと思います。

4ページの です。内水対策について、可能な限り具体的に記述すべきと。文言は非常に明快であります。実際、原案の方の42ページ、43ページを見ますと、内水対策ということがかなり具体的に書かれていると思う。これ以上具体的にということになると、どの程度のことをイメージしておられるのか、お示ししないと、これを受けた方が逆に困らないかと。あるいは の光ファイバーを利用した云々というところ、これですと45ページ、あるいは50ページにその関連のことが書いてございます。これでもまだ不足であれば、どこをどうすればいいか、具体的に指示して差し上げないとお困りにならんかなと、そんなことを思いました。こういう議論が言葉として出てきたことは議事録等で承知しておりますので、こういうふうになったことはよく分かりますが、まとめの段階で、もう一度、先ほど申しましたけれども、原案との整合性をとっていただいた方がいいのかなという気がいたします。

清水委員長

分かりました。十分検討してみたいと思います。

橘委員

何か最後になるような言い方なんです。この意見、案が出てきたと。担当課の方にお聞きしたら、以前、天塩川づくりの提案と言うことで、懇談会の時代に、14年3月に文書を出されている。それを見ていったわけではないんですけれども、こういう意見が出て

きた背景といいますか、この流域がこういうふうの開発されて、こういう問題が起こってきたと。環境条件はこうだというような、何か前の提言にあったような文章が要るような気がするんですけども、そういうものをお付けになるわけですか。

清水委員長

それもちょっと考えてみます。

橘委員

流域にほとんど人が住んでいなかったら、サクラマスの問題もないわけです。そういう非常に初歩的なことですが、そういうことを書いていただきたい。

清水委員長

ほかにございますか。できるだけ具体的に、ここをこう修正した方がいいという意見をいただければ対応いたします。

先ほど岡村委員、具体的な何かお考えあれば、修正方法として。ご提案いただければいいと思いますが。

岡村委員

丸つきの番号の方には、流域原案の目次のタイトルが全部入って、そこをこういうふうに直せばいいなというのが分かるんですけども、前半部分の丸ポツについては、どこどう対応していくのかと。複数対応することもあると思うんですけども、そういうのが入っ

ていれば、原案を作られるときに……。

清水委員長

文章それぞれに後で括弧書きで対応する箇所を書く。

岡村委員

でも、そうすると、丸ポツと丸つき数字の関係がちょっと。

清水委員長

、をやめて、全部同じ形式にしますか、それとも。

岡村委員

その辺、急に聞かれると私もどうしたらいいか、今考えているところですけども。

黒木委員

関連してですけども、今、丸ポツと後ろの方で番号つきの丸で書いたもの、これ相当重みも違うと思うんです。

それと、この丸ポツの方は、ある意味、両論併記的な部分があります。これをどちらかにせというと、委員会の結論になってしまうし、意見の集大成という意味では、これはやむを得ないのかなと。この辺を議事録も含めて、あるいはこの場での意見分布ですね。声の大きさではなしに、意見分布を踏まえて、河川管理者で斟酌をしていただいて文言を修正していただくと、そういうふうにお任せす

るしかないのではないかと。それは議論としては、例えばハイウォーターを上げるとかということはあったとしても、河川管理者として、それをとてものめる案ではありませんから、恐らくそういうことになるだろうと、当然ながらそういうふうに思っておりますので、その辺は議論があったということと、現実はどう原案に書き込むかということは、少し別のことだろうと思います。

岡村委員

そういう考え方で私もいいと思うんですけども、そうすると、前半の丸ポツのいろんなことが書いてあるのが、丸つき数字に変わった場合に、結構ぬけているというんですか、記述がないところもあるんで、もう少し後半の丸つき数字のところをぬけがないように、対立しているところは仕方ないと思うんですけども、共通認識ができたところは、もう少し増やした方がいいかなというふうに思います。

清水委員長

もし具体的にあれば指摘いただければ。例えばでよろしいですけども。

岡村委員

例えば河畔林の話が丸つきのところでは詳しく書いてありますけれども、丸つき数字になったところでは、何かあるんですかね。

清水委員長

前半では詳しいけれども、後半に來ると、ということですか。

岡村委員

そうですね。河畔林の話は、 に現状と課題及び河川環境に分かりやすく記述すべきというぐらいしか出てこないんですけども、前半の丸ポツの方ではかなり詳しく書いてあるわけです。その辺、丸ポツの方が全部丸つき数字の方にうまく結びついているかどうか、ちょっと。

清水委員長

そういうふうに分けて書いたつもりでもないんです。前半の文章に対して、後半の数字も全部対応させて、こっちでは具体的にはこう直しなさいというふうに書いたつもりもなかったんですけども、その方がよろしいですか。

岡村委員

そうしないと、前半の意見が原案の修正に反映されてこないのではないかという危惧がありますので、どうせ丸つき数字でこういうふうに記述、充実させろというのであれば、丸ポツで出した意見は網羅されている必要があると思います、対立部分を除いて。

清水委員長

先ほど黒木委員がおっしゃったように、前半の部分はかなり対立

する意見があって、両論併記の部分があるんですけども、後半でもしそれを具体的にどう直すか書くというと、どういうふうにしたらよろしいですか。

岡村委員

両論併記で対立する部分については、その部分は今考えていないんですけども、対立しない部分についてはきちっと書いてほしいと。対立する部分については、皆さんの意見をお聞きしたいと思います。

黒木委員

例えば3ページの下から2つ目、カヌーのことが書いています。これはこれでこの委員会として、こういうことは非常に大事に思ったということでここにお書きになったと思うんです。ところが、計画の中の本文の中の48ページの中には、川の駅の整備ということがもう既に入っています。それから60ページには、河川空間の適正利用ということで、カヌーの水面利用、このことについても一応触れています。ですから、この辺の、さっきから私何度も重複ということをおっしゃっていますが、意見は意見としていいと思うんです。こういうことが大事だと思ったという意味で。それを完全に分けるのか、あるいは修正文言として入れるのかという、その辺の整理はもう少し柔軟にお任せはしたいと思いますが、柔軟にしていただければいいんじゃないかと思います。

前川委員

この意見は、次の委員会でまた意見を言うということにはできませんよね。

清水委員長

今日、言い切れなかったと言うのを。

前川委員

できればそうして。

清水委員長

分かりました。できるだけ今日言ってほしいんですけども、もしそういうことであれば。

前川委員

それから、最後の4ページ、5ページなんですが、多くのところが、流域懇談会の際に論議した部分が結構多くて、そこを参考にすれば意見がほとんど出てしまう。参考にしてつけ加えれば、皆さん合意したところなので、もうちょっと具体的になるかなという気がするんですけども。

清水委員長

流域懇談会の意見までもここに付け加えていくということですか。

前川委員

流域懇談会で論議したことが、結構この中に含まれているんです。特に4ページの部分は。流域懇談会の中で話したときにも、もうちょっと具体的に文章が書かれていたはずなんですけど、それを参考にすれば、もうちょっと具体的になるのかなと。

清水委員長

分かりました。検討させていただきます。

ほかにございませんか。

それでは、とりあえずできるだけということで今日意見を出していただいたんですけども、今、前川委員から、まだもう少し意見を言いたいということなので、改めて照会させて、つけ加えることがあれば照会させていただきます。

再度それらも踏まえて、今日の意見も踏まえて、副委員長とこれを修正するなり発展させるなりしたいと思います。

出羽委員

今、委員長が言われたことなんですけど、例えば1週間なり、ある一定の期間をとって、それを含めて、委員長、今日の論議を含めてまとめられてということですね。それで結構だと思います。

清水委員長

その直した結果も、再度皆さんに見ていただくようにしたいと思います。できれば、スケジュール的なことが確約できないわけです。

けれども、期間内にもう一度集まって、今回の任期内ではここまでの意見が出たというようなことでまとめたいというふうに考えております。

出羽委員

どこで言っているかわからなかったんですけども、今やっぱり出しておいた方がいいと思いますので、具体的な提案ということで、これをまとめて、この後どういうふうにするか、よく分からないところもありますけれども、いずれにしろ、どういう治水、環境保全、利水、どういう形に進むにしろ、特に自然環境面で、どういうふうに事業が進められ、調査され、評価され、進められていくかということのための、これはひょっとしたら環境だけではないだろうと思いますけれども、それをチェックというのではないですけども、それを見ていかないといけないと思うんです。あとはここで全部終わりで任せますと、事業主の方にですね。だから何らかのそういう機関を、流域委員会が終わった後も作っていくということがどうしても必要なだろうと思うんです。だから、それを提言に入れた方がいいのか、その中にですね。それがちょっと迷ったんです。

清水委員長

モニターするモニタリング委員会というのは、

出羽委員

単なるモニタリングなのかどうかというのは、ちょっと分からな

いんです。

前川委員

僕も賛成なんですけど、先ほども言いましたように、カワシンジューガイについては、まだちゃんとした、どういうふうにしていくのかという具体的なものがないので、ちゃんとした調査の後、何かの形で検討できるような委員会があった方がいいと思います。

田苅子委員

任期は任期で一旦終わりますね。それを私どものところからいろんな思いや、過去の議論した経過はあっても、手から離れるのが普通常識ではないかと思うんです。それはまたモニタリング、いろんな中で何かこの委員がまた残ったり、新しい組織をつくって、どこまでどんなふうに関わっていくのかちょっと分かりませんが、一旦私たちは、この流域委員会の委員としての役目は終わったというのが、私は普通でないかというような気がするんですけども。

出羽委員

ですから、それはここでそれを決めるわけにいかないんです、作るか作らないか、そういうことではなくて、委員会として、そういうものが必要だという提言というか、要望をはっきり入れるということであったかと思うんです、ここに入れるとすれば。

田苅子委員

……書き込んで、そういうものは必要でないですかということ
を提言というか。

出羽委員

それをこの中に僕は入れていいのか、ほかの場面で出した方が
いいのか、ちょっと迷った、分からなかったんですけども、ここに
入れてもいいのかもしれないですね。やっぱり入れた方がいいんで
しょうね。

岡村委員

それについて、この会議の初めの方に私も申し上げたんですけ
れども、ただ計画としてきちっとした計画であるためには、どこかで
チェックをして、それをうまく進んでいくということをチェックし
なければいけないので、そういうシステムを作っていただきたいと。
この委員会で作るという意味では決してないんですけども。

清水委員長

要望として、ここに加えた方がいいということですね。

岡村委員

はい。

井上委員

今いわれていることというのは、2ページの一番下の行から3ペ

ージの一番上の行に書いてある、モニタリング管理を行って、その結果を反映するとともに、関係機関等が協議する体制を整備してというところに入っていると思いますので、これでいいかと思います。

あと、この委員会としては、今回の意見の1ページから3ページの部分で整理した部分が最終的なこの委員会の意見ということで、4ページ、5ページについては、その後、こちら整備計画をつくるときに、整備計画をつくる、開発局の方で整理する云々という部分でないかというふうに感じております。決して天塩川流域委員会が河川整備計画の案を作るわけではありませんので、その辺、十分重くこの委員会の意見は取り入れていただきたいんですけども、あくまでも計画をつくるのは開発局だと思っておりますので、そういう部分で整理いただければいいのかなと感じております。

岡村委員

入っているとおっしゃいましたけれども、ここに入っているのは、天塩川流域のサクラマスの保全にあたりということで、サクラマスについては入っておりますけれども、ほかのいろんな分野については入っていないので、計画全体をチェックするシステムが必要かと思えます。

蝦名委員

同じ箇所なんですけれども、もしできれば、保全にあたりの次の文言を削除してもらいたい。サンルダムという文言については、削除した方が、流域全体に当たる、2ページの一番下です。ここは削

除して、それから魚道の整備と砂防ダム、この文言を入れてほしい。

以上です。

清水委員長

分かりました。

そういうことで、そういうモニタリングする委員会なり、そういう機関をとという意見もあったと、そういう場をつくった方がいいという意見があったということは、これに書き加えることはできるのではないかと思っております。

おかげさまで、今日、原案にたいしてたくさんの意見をいただきましたので、副委員長と私で、再度検討していきたいと思えます。皆さんに再度意見を伺う、照会が行くと思えますが、ご協力をお願いいたします。

今後のスケジュールも含めて事務局の方で説明いただいて、議事の方も返したいと思えます。

よろしく申し上げます。

3. 閉 会

柿沼課長

以上をもちまして、第19回天塩川流域委員会を終了します。

清水委員長

今後のスケジュールは特にはないですか。

井田課長

今日の議論を踏まえてこれを反映させるということですので、日程調整させていただいて、委員の方々にできるだけ早くご案内申し上げたいと思います。

出羽委員

そうすると、年内にもう一回予定するということによろしいんですね。任期は12月中ですから。

井田課長

任期中に開催できるよう、日程調整をさせていただいて、その方向でやっていきたいと思います。

以 上